資料　1

第２期伊賀市
子ども・子育て支援事業計画
（骨子案）

２０１９（令和元）年７月
伊　賀　市

目　次

第１章　計画の策定にあたって 1
１．計画策定の趣旨 1
２．計画の性格・位置づけ 2
３．計画の期間 2
４．計画の策定体制 2
５．子どもと子育て世帯を中心とした人口の動向及び推計 3
（１）人口の推移 3
（２）出生数の推移 5
（３）世帯の動向 6
（４）子どもの人口の推移 8
６．就業の状況 10
（１）就業人口の動向 10
７．伊賀市の子どもと子育て家庭の概況 12
（１）就学前児童の状況 12
（２）アンケート調査からみる子育ての状況 13
（３）児童虐待の状況 25
８．伊賀市における主な子育て支援の取り組み 26
（１）第１期計画の評価 26
（２）第１期計画の事業進捗状況 31
（３）幼稚園・保育所（園）・認定こども園などの状況 34
（４）課題のまとめ 41
第２章　計画の基本的な考え方 42
１．計画の基本理念 42
２．計画の基本目標 42
１　地域における子育て支援事業の充実 42
２　安心して子どもを生み育てられる子育て支援の体制づくり 42
３　子どもの健全育成を推進するための体制づくり 42
４　仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 42
３．施策の体系 42

第３章　目標実現のための施策 43
１．地域における子育て支援事業の充実 43
１－１　幼児期の教育・保育の総合的な提供..... 43
１－２　児童の放課後の過ごし方への支援..... 43
１－３　地域における多様な子育て支援の充実..... 44
１－４　子育て家庭への経済的負担の軽減..... 44
２．安心して子どもを生み育てられる子育て支援の体制づくり 45
２－１　母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進..... 45
２－２　小児救急医療体制の充実..... 45
２－３　子育ての相談・支援体制の充実..... 46
２－４　家庭や地域の教育力の向上..... 46
３．子どもの健全育成を推進するための体制づくり 47
３－１　子どもの人権擁護の推進..... 47
３－２　要支援児童への対応などきめ細かな取り組みの推進..... 47
３－３　子育て交流の推進..... 48
３－４　子どもが健やかに成長する環境づくり..... 48
３－５　子どもをとりまく貧困対策の推進..... 49
４．仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 49
４－１　職業生活と家庭生活との両立支援..... 49
第４章　計画の目標値等 50
１．教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定 50
２．幼児期の学校教育･保育にかかる量の見込み・確保の内容・実施時期 50
３．地域子ども・子育て支援事業にかかる量の見込み・確保の内容・実施時期 50
４．教育・保育の一体的提供と、教育・保育の連携推進 50
第５章　計画の推進 51
１．計画の推進体制 51
２．計画の進行管理 51
３．計画の公表 51
参考資料..... 52

第１章　計画の策定にあたって

１．計画策定の趣旨

我が国では、「子ども・子育て支援法」（平成 24 年法律第 65 号）等に基づく「子ども・子育て支援新制度」が 2015（平成 27）年４月に施行され、「保護者が子育てについての第一義的責任を有する」という基本的な認識のもとに、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進してきました。

伊賀市（以下「本市という。」）では、2015（平成 27）年度に「伊賀市子ども・子育て支援事業計画（以下「第１期計画という。」）」を策定し、「すべての子どもが健やかに、誇りをもって成長することができるまち伊賀市」を基本理念に掲げ、幼稚園や保育所（園）などの教育・保育について必要な量を定めるとともに、就学前の子どもの一時預かりや地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブなどの様々な子育て支援の事業についても提供体制を整備してきました。また、本市の実情に応じた質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が総合的かつ効率的に提供されるよう、様々な施策を推進してきました。

今後は、幼児教育の無償化、働き方改革など、子育て家庭の暮らしのあり方が多様化し、また、社会全体として対策を図るべき子どもをとりまく貧困や虐待など、全ての子どもとその家庭が安心し、子育てすることができる環境づくりを推進する必要があります。

そこで、本市においては、第１期計画を検証し、引き続き子ども・子育て支援新制度の実施主体として、その取り組みを計画的に推進していくため、「第２期伊賀市子ども・子育て支援事業計画（以下「本計画という。」）」を策定し、更なる子育て環境の整備を図ることを目指します。

２．計画の性格・位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第 61 条に基づき、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に行うため策定するものであり、国の定める基本指針を踏まえて策定します。

また、本計画は、本市のまちづくりの総合的指針である「伊賀市総合計画」や地域福祉の方針を定める「伊賀市地域福祉計画」を、子ども・子育て支援の視点で具体化する分野別計画であり、その他「伊賀市障がい者福祉計画」など関連する分野別計画との調和と整合性を図り策定するものです。

さらに、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づく「ひとり親家庭等自立促進計画」、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「次世代育成支援市町村行動計画」、「新・放課後子ども総合プラン」に基づく「市町村行動計画」及び「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく「子どもの貧困対策計画」としての位置付けも含む計画として策定するものです。

３．計画の期間

本計画は、５か年を１期とするものであり、今期の計画は 2020（令和２）年度から 2024（令和６）年度までを計画期間とします。

なお、子ども・子育て支援事業の進捗状況を踏まえ、計画期間の中間時点である 2022（令和４）年度に計画の点検を行い、必要な対策を講ずることとします。

４．計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、「子ども・子育て支援法」第 77 条に定める合議制の機関として、住民自治協議会や関係団体の代表者、市民、学識経験者で組織する「伊賀市子ども・子育て会議」において協議を行うとともに、「伊賀市少子化対策庁内連絡会議」を中心に、関係各課の連携を図り全庁的な協議を行いました。

また、市民に本計画の案を公表し、広く意見を求めるため、パブリックコメントを実施しました。

５．子どもと子育て世帯を中心とした人口の動向及び推計

（１）人口の推移

①総人口・年齢別人口の推移

本市の総人口の推移をみると、年々減少傾向にあり、2019（平成 31）年４月１日現在で 91,682 人となっています。また、年少人口についても減少傾向となっており、年少人口の割合は 2019（平成 31）年４月１日現在で 11.2%となっています。

◆総人口の推移

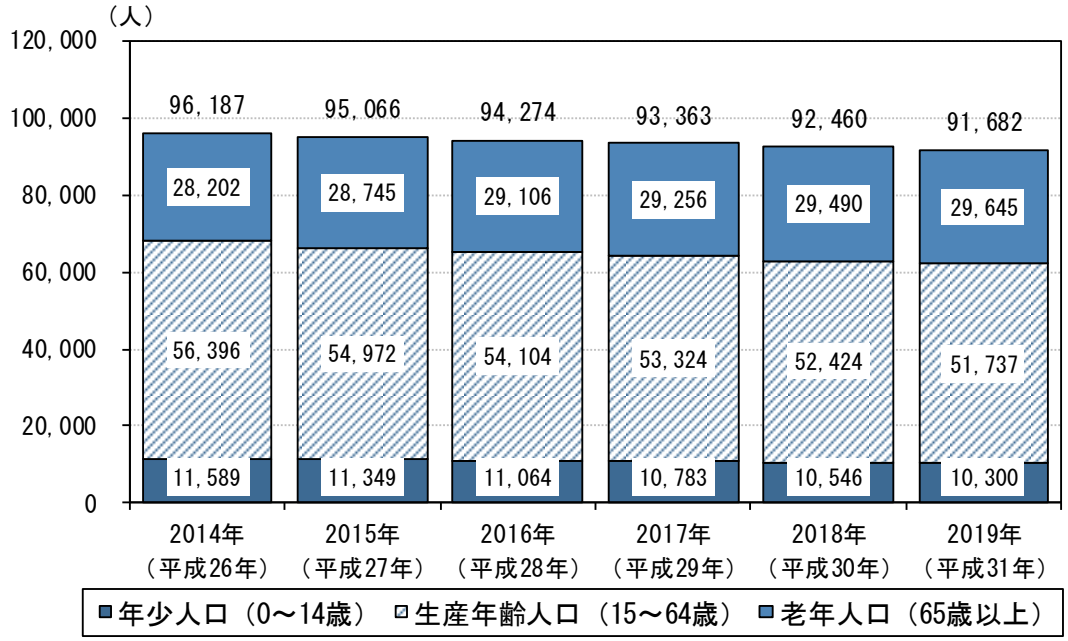

◆年齢３区分別人口の推移

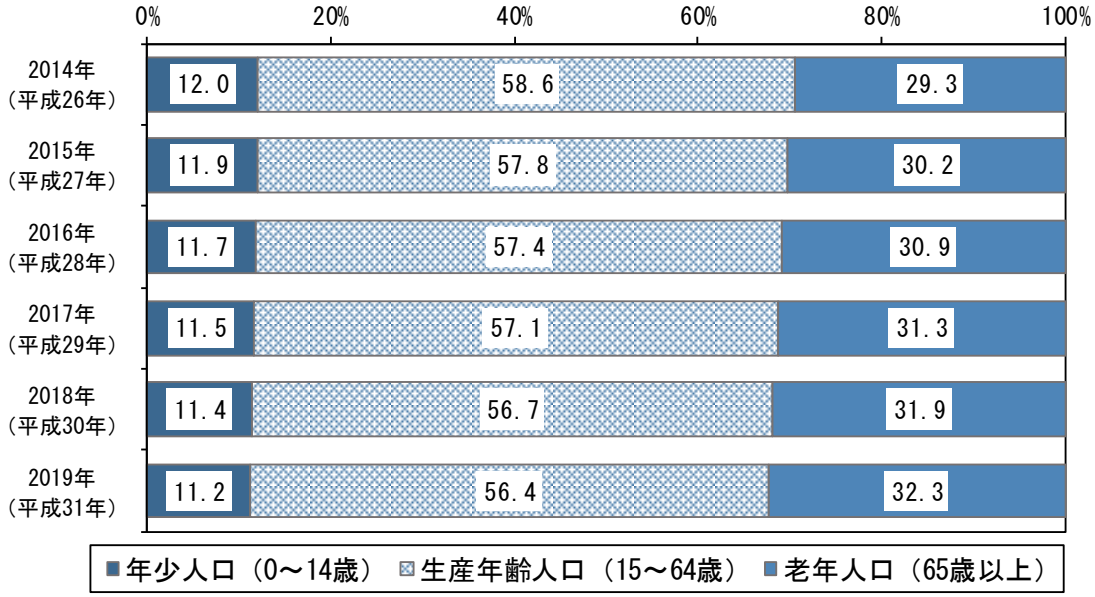

資料：住民基本台帳（各年４月１日現在）

②将来人口・年齢別人口の推計

コーホート変化率法によって人口を推計すると、今後も人口は減少し続けるものと予測され、2024（令和６）年には 86,984 人になることが予想されます。また、年少人口についても減少すると予測され、年少人口の割合は 2024（令和６）年には 10.4%になると予測されます。

◆将来人口の推計

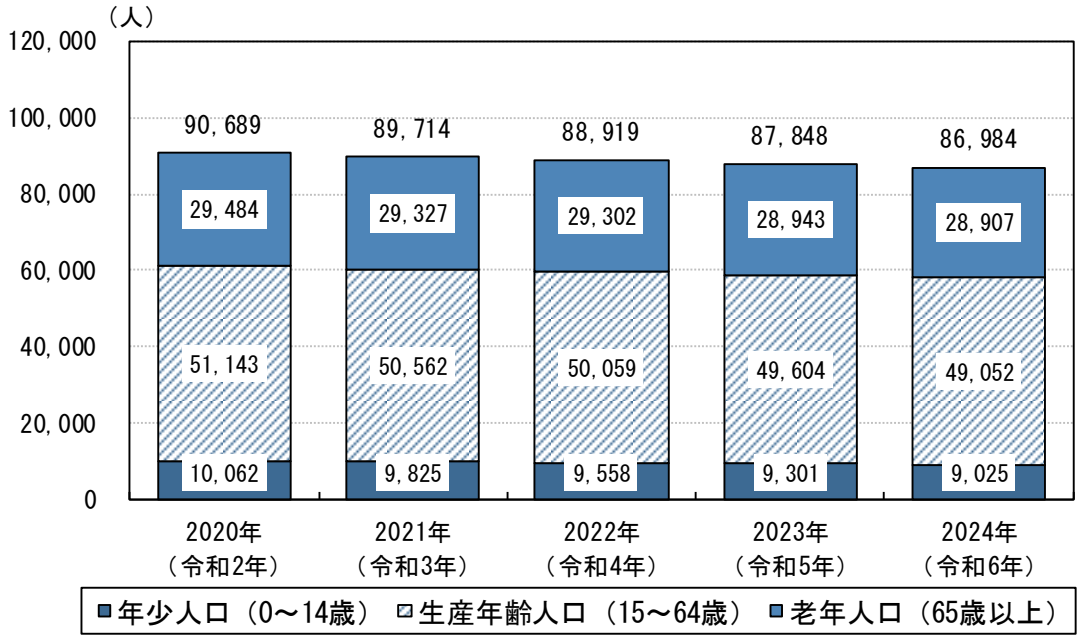

◆年齢３区分別人口の推計

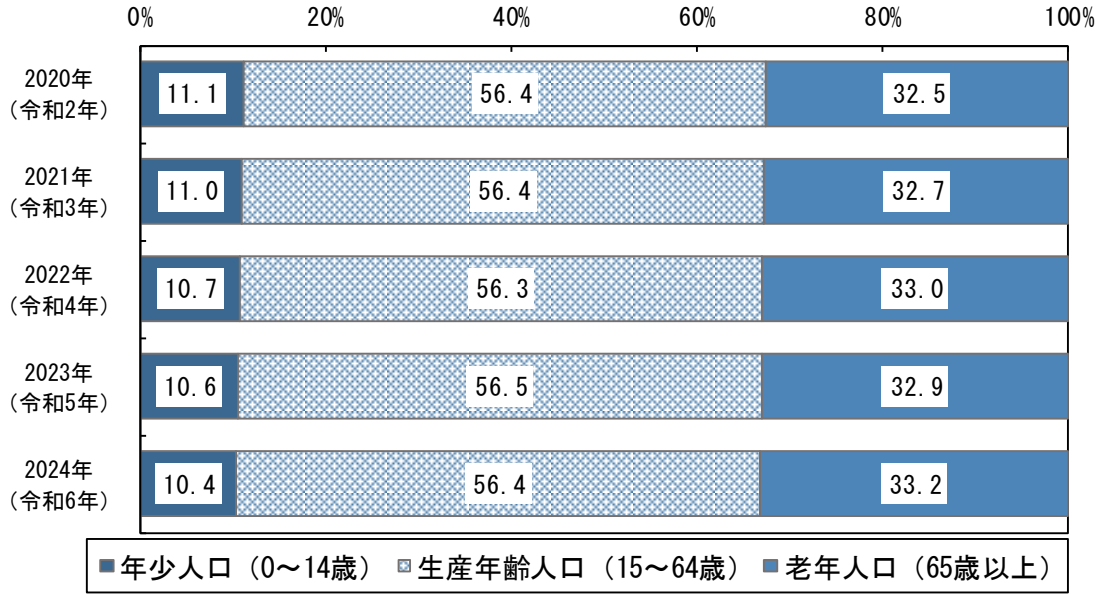

資料：住民基本台帳（2015（平成 27）～2019（平成 31）年４月１日現在）をもとにコーホート変化率法により推計

（２）出生数の推移

本市の出生数の推移をみると、2015（平成 27）年から減少傾向にあり、2017（平成 29）年で 552 人となっています。また、合計特殊出生率の推移をみると、2014（平成 26）年から 2016（平成 28）年にかけては増加していましたが、その後は減少し、2017（平成 29）年には 1.36 となっています。

◆出生数・合計特殊出生率の推移

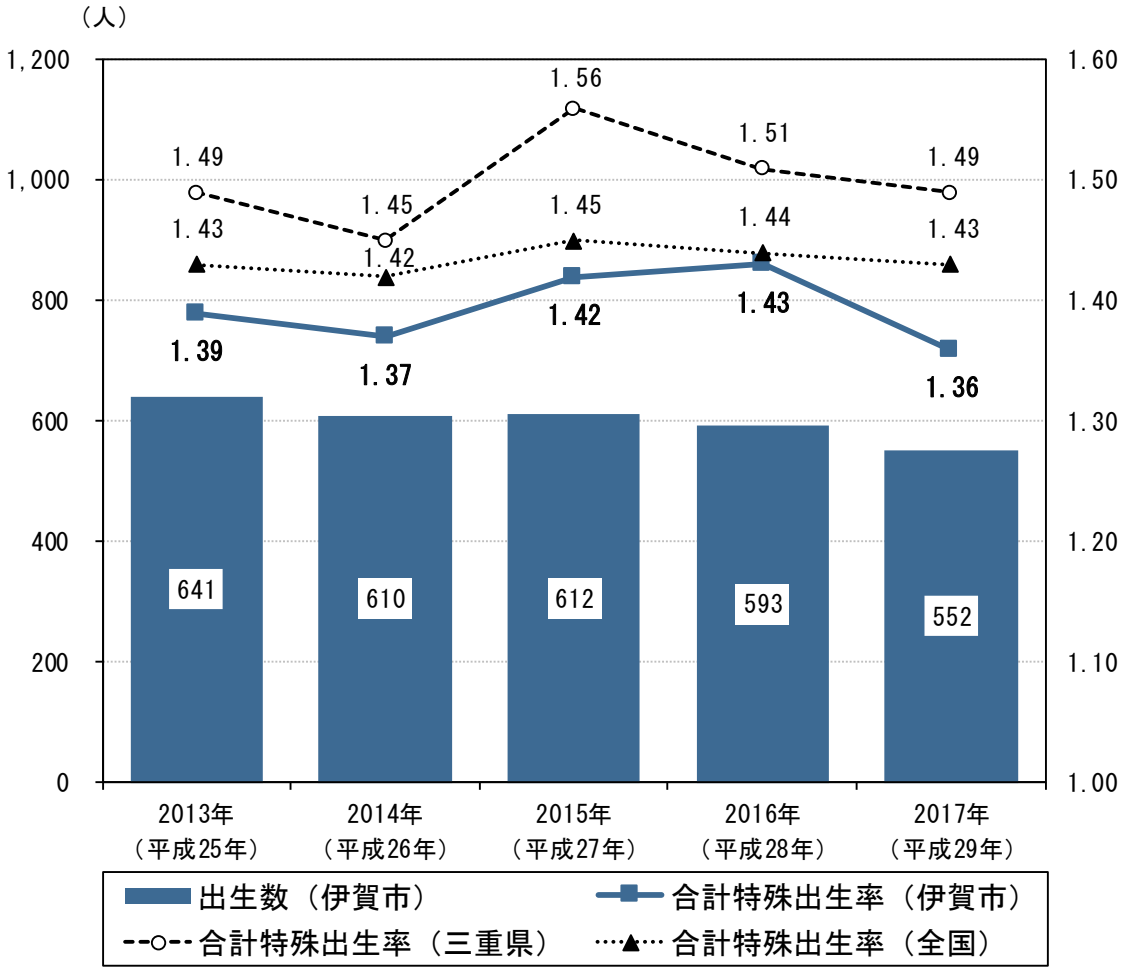

資料：三重県の人口動態（三重県健康福祉総務課）

（３）世帯の動向

①世帯数と平均世帯員の推移

本市の世帯数は、増加傾向が続いており、2019（平成 31）年では 40,439 世帯となっています。また、1 世帯あたりの平均世帯人員は年々減少しており、2019（平成 31）年には 2.27 人となっています。

◆世帯数と平均世帯人員の推移

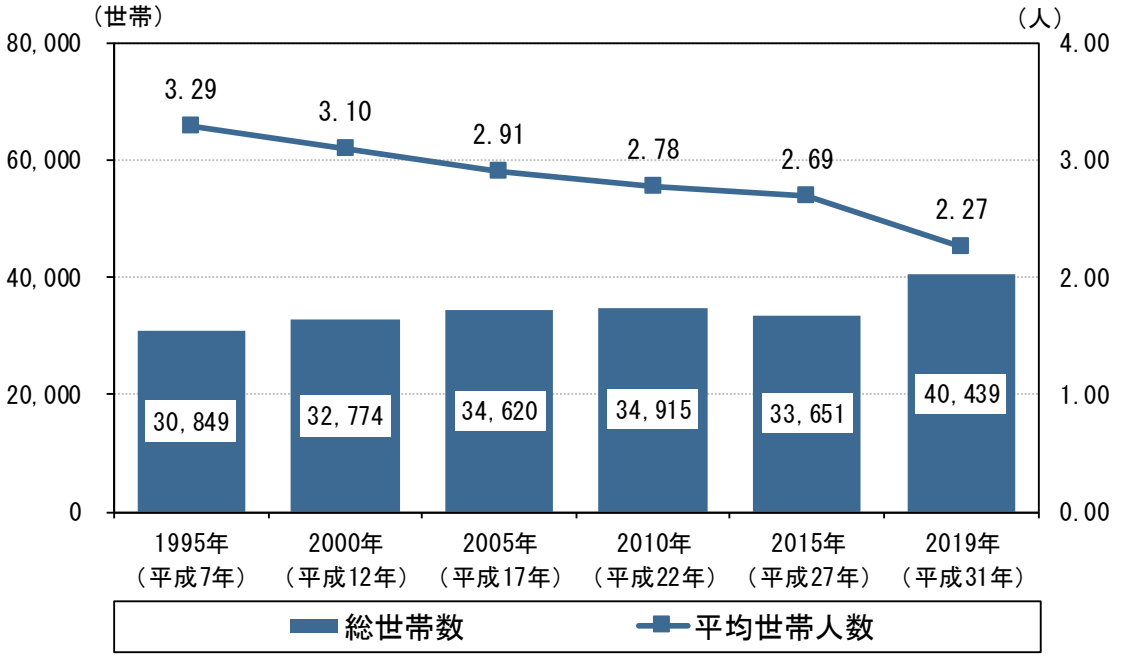

資料：国勢調査、住民基本台帳（2019（平成 31）年 3 月 31 日現在）

②世帯構成の推移

本市の世帯構成の推移をみると、親と子からなる核家族世帯が最も多く、増加傾向にあります。また、単独世帯についても増加傾向にあり、世帯規模の縮小傾向が進行していることがうかがえます。

◆世帯構成の推移

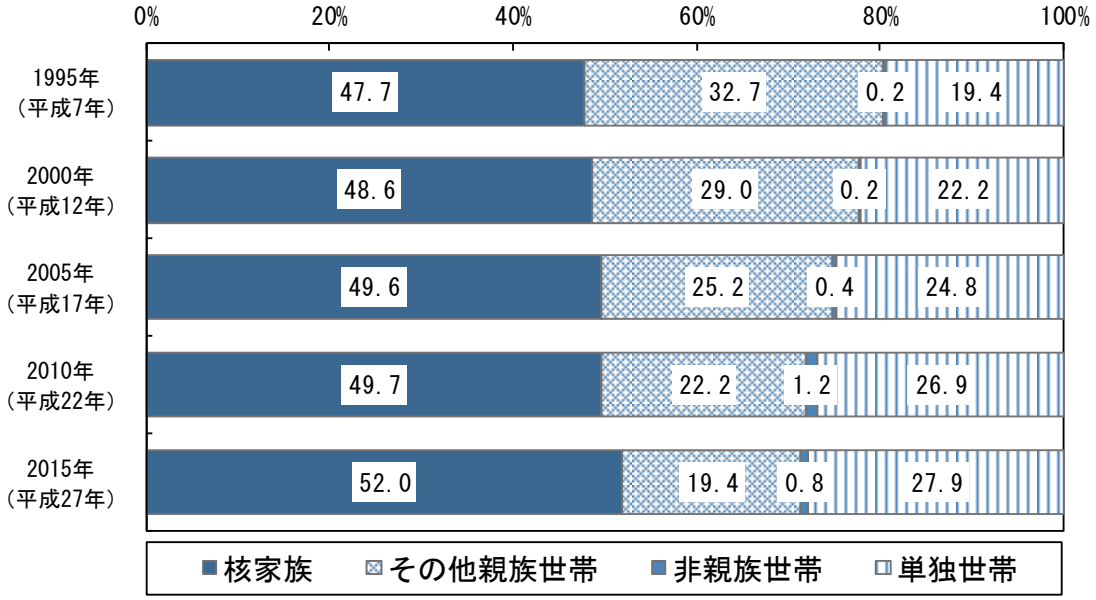

資料：国勢調査

（４）子どもの人口の推移

①子どもの人口の推移

本市の０～５歳、６～11 歳、12～17 歳のそれぞれの人口は、いずれも減少しています。

◆子どもの人口（０～17 歳）の推移

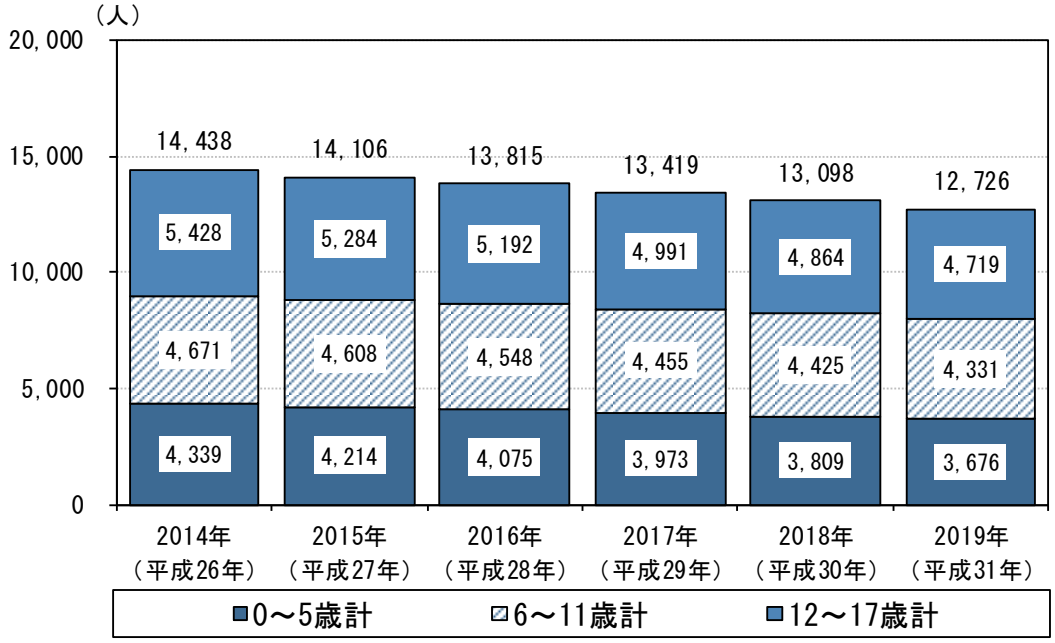

単位：人

	2014 年（平成 26 年）	2015 年（平成 27 年）	2016 年（平成 28 年）	2017 年（平成 29 年）	2018 年（平成 30 年）	2019 年（平成 31 年）
0 歳	667	667	609	609	564	556
1 歳	706	668	668	631	617	580
2 歳	724	704	665	657	621	611
3 歳	743	724	700	659	649	617
4 歳	730	727	721	698	665	644
5 歳	769	724	712	719	693	668
6 歳	769	765	719	700	722	679
7 歳	769	763	767	712	700	723
8 歳	762	762	762	768	710	703
9 歳	784	756	765	757	761	708
10 歳	785	778	754	765	758	764
11 歳	802	784	781	753	774	754
0～5 歳計	4,339	4,214	4,075	3,973	3,809	3,676
6～11 歳計	4,671	4,608	4,548	4,455	4,425	4,331
合計	9,010	8,822	8,623	8,428	8,234	8,007

資料：住民基本台帳（各年４月１日現在）

②子どもの人口の推計

コーホート変化率法によって推計すると、本市の子どもの人口は今後も減少していくことが予測されます。

◆子どもの人口（０～17 歳）の推計

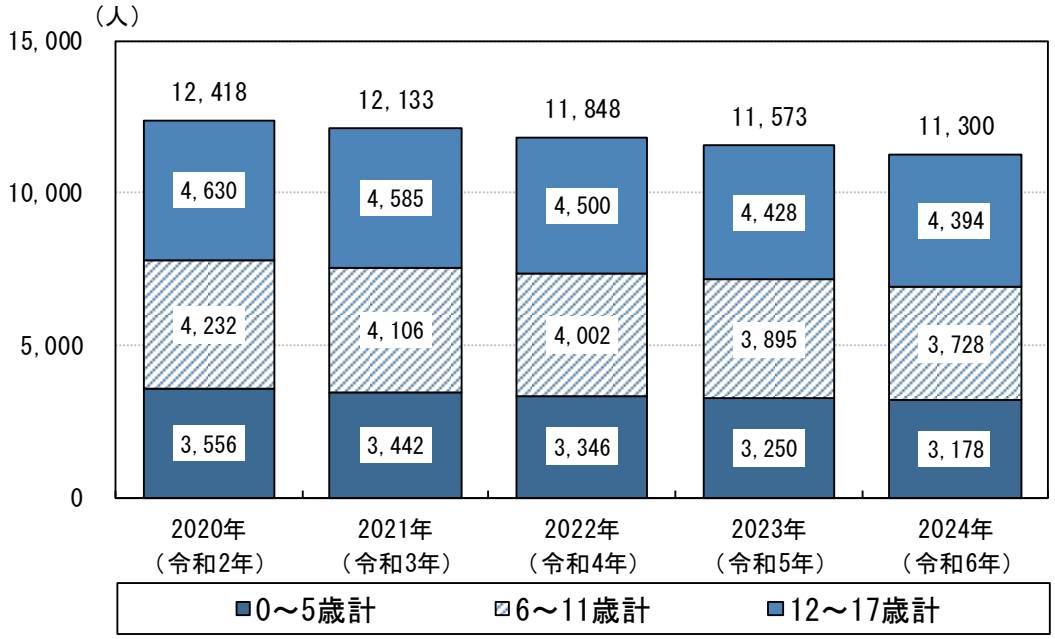

単位：人

	2020 年（令和 2 年）	2021 年（令和 3 年）	2022 年（令和 4 年）	2023 年（令和 5 年）	2024 年（令和 6 年）
0 歳	544	529	515	505	492
1 歳	572	560	545	531	521
2 歳	574	566	554	539	525
3 歳	607	570	562	550	535
4 歳	612	602	565	557	545
5 歳	647	615	605	568	560
6 歳	654	633	602	592	555
7 歳	680	655	634	603	593
8 歳	726	683	658	637	606
9 歳	701	724	681	656	635
10 歳	711	704	727	684	659
11 歳	760	707	700	723	680
0～5 歳計	3,556	3,442	3,346	3,250	3,178
6～11 歳計	4,232	4,106	4,002	3,895	3,728
合計	7,788	7,548	7,348	7,145	6,906

資料：コーホート変化率法による推計結果

６．就業の状況

（１）就業人口の動向

①産業人口の動向

本市の就業人口をみると、男性・女性いずれも減少傾向にあり、産業分類別でみると、女性では、第３次産業が 2015（平成 27）年で 67.1%で、2005（平成 17）年、2010（平成 22）年に比べて割合が高くなっています。

◆産業人口の動向

単位：人・%

	男性			女性		
	2005 年（平成 17 年）	2010 年（平成 22 年）	2015 年（平成 27 年）	2005 年（平成 17 年）	2010 年（平成 22 年）	2015 年（平成 27 年）
総数	28,852	27,153	25,301	21,144	20,457	19,436
第１次産業	8.2	5.7	6.6	6.6	4.3	4.9
第２次産業	46.2	44.4	48.2	28.1	25.0	26.1
第３次産業	44.7	42.0	43.6	64.6	62.7	67.1
分類不能	0.9	7.8	1.6	0.8	8.1	2.0

資料：国勢調査

②女性の年齢別労働力率

本市の女性の年齢別労働力率をみると、20 歳以上で労働力率が上昇し、現在も 30 歳代前後が低くなる「M字カーブ」を描いていますが、前後の年代との差は少なくなっており、30 歳代の労働力率が上がってきていることが分かります。

◆女性の年齢５歳階級別労働力率（15 歳以上）

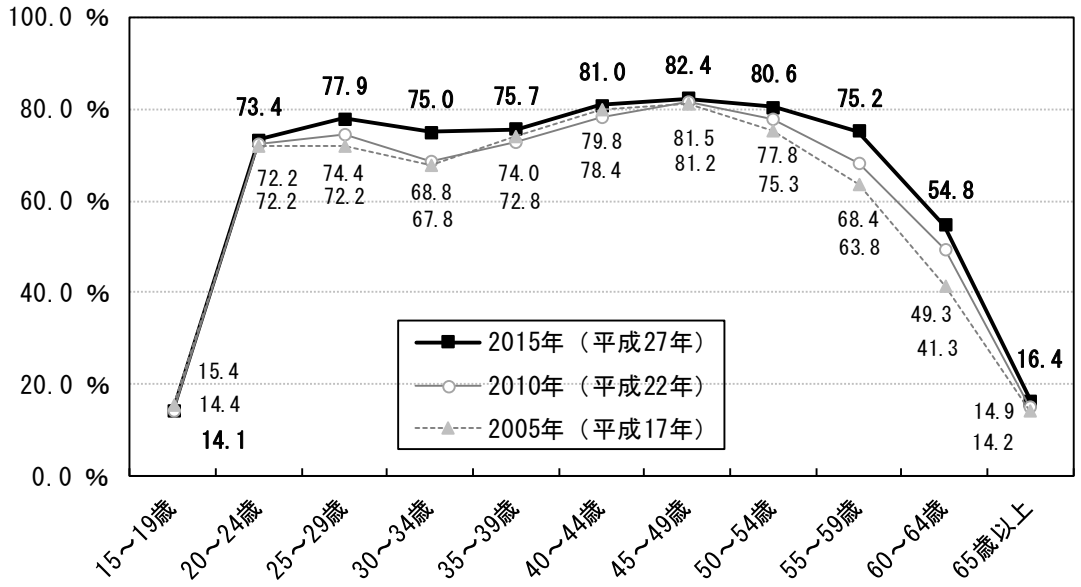

資料：国勢調査

７．伊賀市の子どもと子育て家庭の概況

（１）就学前児童の状況

本市の就学前児童の状況について、教育・保育施設に通わずに在宅で過ごしている児童については、０歳児で 88.3%、１歳児で 52.8%、２歳児で 37.8%となっており、３歳児以上では保育所（園）に通っている児童は約８割となっています。

◆就学前児童の状況

単位：人

	１号			２号			３号		
	５歳児	４歳児	３歳児	５歳児	４歳児	３歳児	２歳児	１歳児	０歳児
公立保育所（園）	0	0	0	255	248	226	178	133	30
私立保育所（園）	0	0	0	289	286	274	192	135	32
公立幼稚園	50	46	32	0	0	0	0	0	0
私立幼稚園	28	32	23	0	0	0	0	0	0
公立認定こども園	0	0	0	0	0	0	0	0	0
私立認定こども園	21	9	18	11	11	8	10	6	3
利用計	99	87	73	555	545	508	380	274	65
住民基本台帳登録人口	668	644	617	668	644	617	611	580	556

単位：人

	５歳児	４歳児	３歳児	２歳児	１歳児	０歳児	合計
公立保育所（園）	255	248	226	178	133	30	1,070
私立保育所（園）	289	286	274	192	135	32	1,208
公立幼稚園	50	46	32	0	0	0	128
私立幼稚園	28	32	23	0	0	0	83
公立認定こども園	0	0	0	0	0	0	0
私立認定こども園	32	20	26	10	6	3	97
利用計	654	632	581	380	274	65	2,586
在宅等	14	12	36	231	306	491	1,090
住民基本台帳登録人口	668	644	617	611	580	556	3,676

資料：保育幼稚園課　就学前児童数は、住民基本台帳人口(２０１９(平成 31)年４月１日現在)
就園児数は２０１９(平成 31)年４月１日現在。幼稚園、認定こども園は市外児童を含まない。保育所は受託児童を含まず、委託児童は含む。在宅等は、住民基本台帳登録人口から就園児数を差引いたもの。

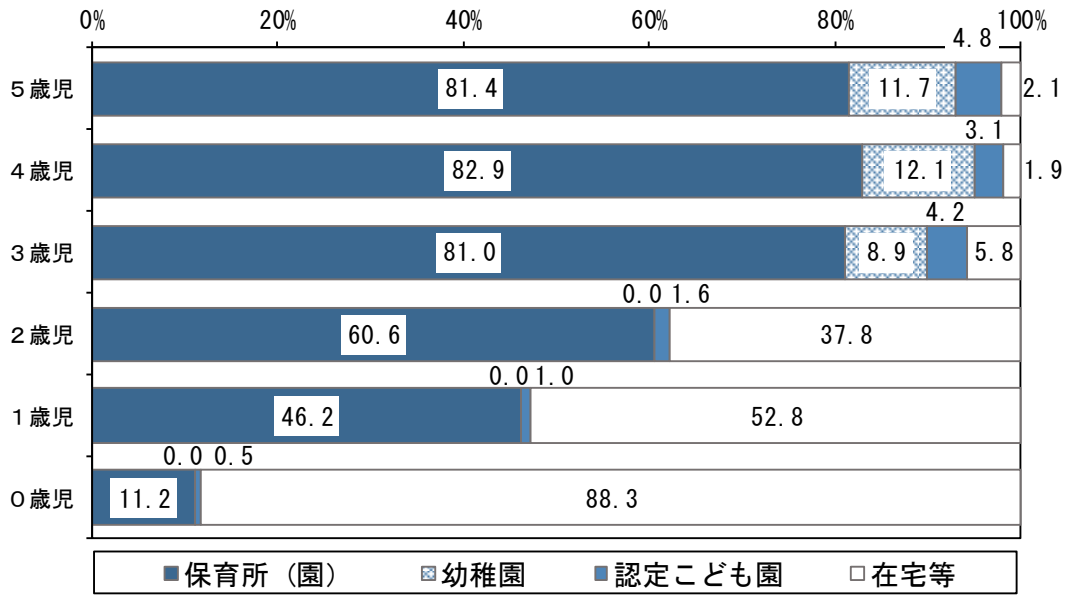

（２）アンケート調査からみる子育ての状況

本市では、教育・保育事業や子育て支援事業の利用状況や希望を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的に、「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」を実施しました。

◆調査の概要

	就学前児童	小学生	中学生
調査地域	市内全域	市内全域	市内全域
調査対象	市内在住の就学前のお子さんの保護者 2,500 人	市内在住の小学生の保護者 3,380 人	市内在住の中学生の保護者 2,026 人
抽出方法	住民基本台帳より無作為抽出	全数を対象	全数を対象
調査方法	郵送による配布、回収	学校を通じて直接配布・回収	学校を通じて直接配布・回収
調査期間	平成 30 年 12 月３日～平成 31 年１月４日	平成 30 年 12 月～平成 31 年１月	平成 30 年 12 月～平成 31 年１月
有効回答数	1,172 件	2,825 件	1,759 件
回収率	46.9%	83.6%	86.8%

①日頃、子どもをみてもらえる親族・知人（就学前児童・小学生）

日頃、子どもをみてもらえる親族・知人について、「緊急時又は用事の際には祖父母などの親族にみてもらえる」が就学前児童・小学生で約５割となっています。

◆日頃、子どもをみてもらえる親族・知人

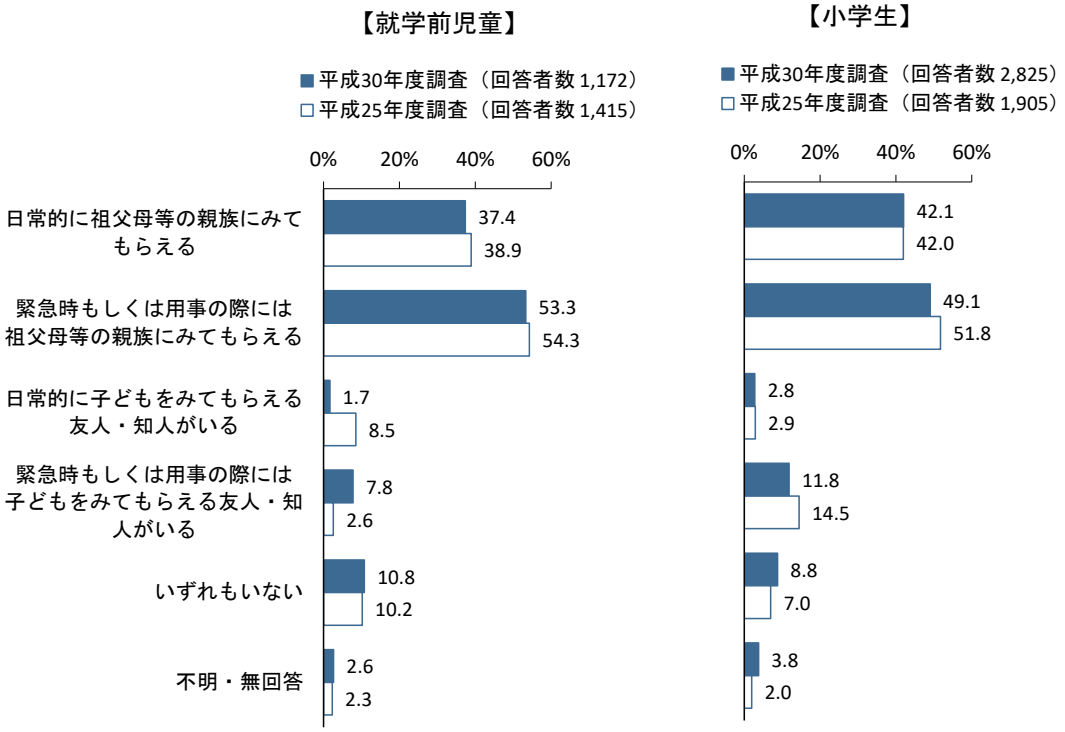

②保護者の就労状況

父親の就労状況については、就学前、小学生、中学生いずれも９割以上の人がフルタイムで就労しています。また、母親の就労状況について、平成 25 年度調査と比較すると、就学前児童では、就労していない人の割合が減少し、就労している人の割合が増加しています。

また、小学生では、就労していない人の割合が平成 25 年度調査より減少し、フルタイムで就労している人の割合が増加しています。

◆父親の就労状況

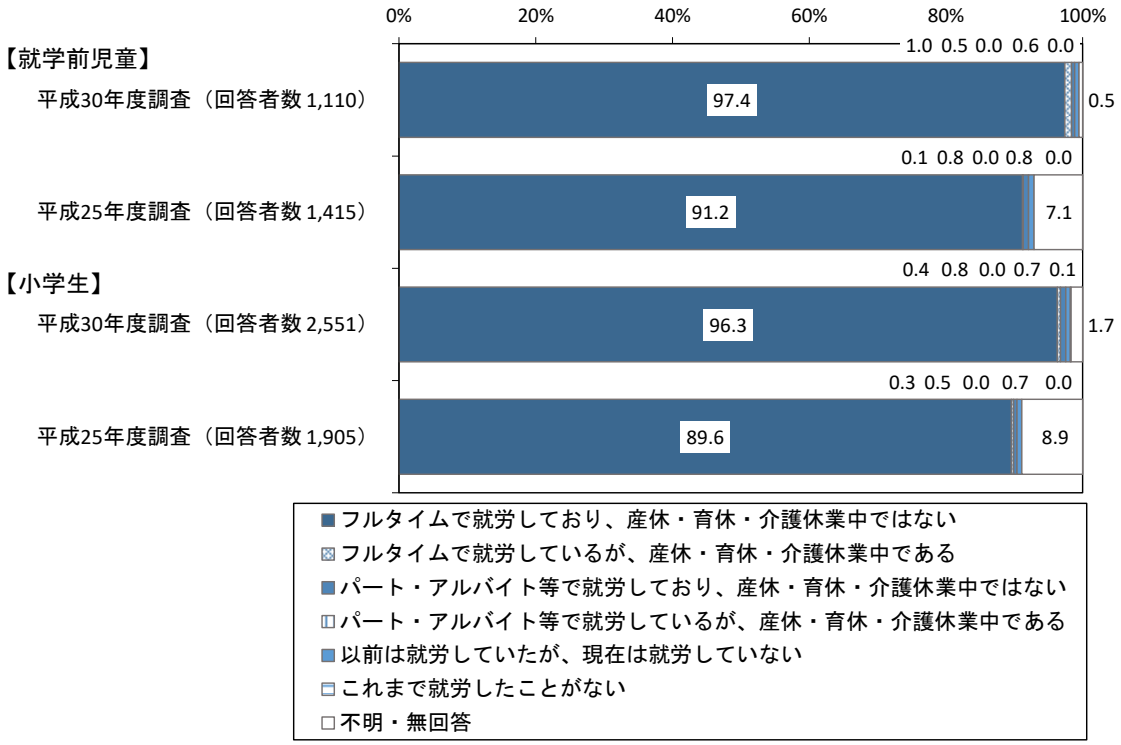
0%
20%
40%
60%
80%
100%
【就学前児童】
平成30年度調査（回答者数 1,110）
1.0 0.5 0.0 0.6 0.0
97.4
0.5
平成25年度調査（回答者数 1,415）
0.1 0.8 0.0 0.8 0.0
91.2
7.1
【小学生】
平成30年度調査（回答者数 2,551）
0.4 0.8 0.0 0.7 0.1
96.3
1.7
平成25年度調査（回答者数 1,905）
0.3 0.5 0.0 0.7 0.0
89.6
8.9
フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である
パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
以前は就労していたが、現在は就労していない
これまで就労したことがない
不明・無回答

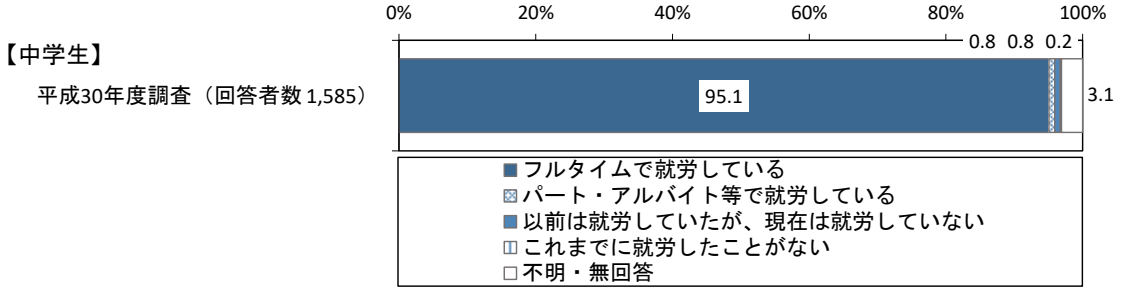
0%
20%
40%
60%
80%
100%
【中学生】
平成30年度調査（回答者数 1,585）
0.8 0.8 0.2
95.1
3.1
フルタイムで就労している
パート・アルバイト等で就労している
以前は就労していたが、現在は就労していない
これまでに就労したことがない
不明・無回答

◆母親の就労状況

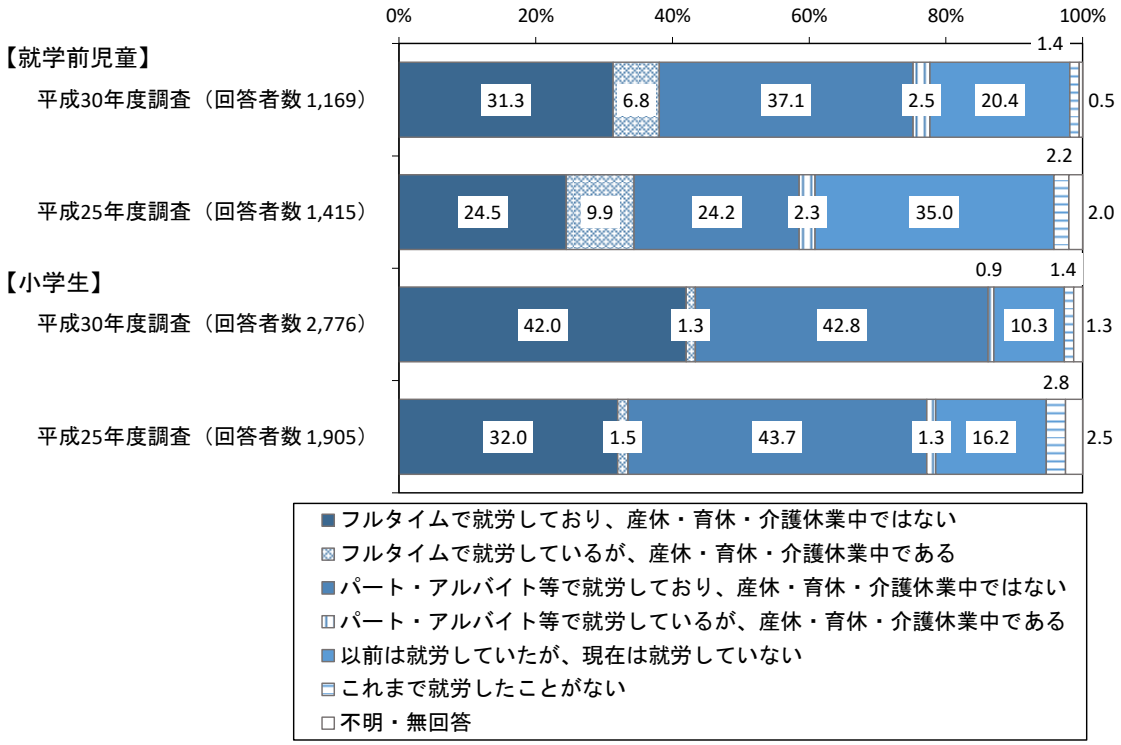

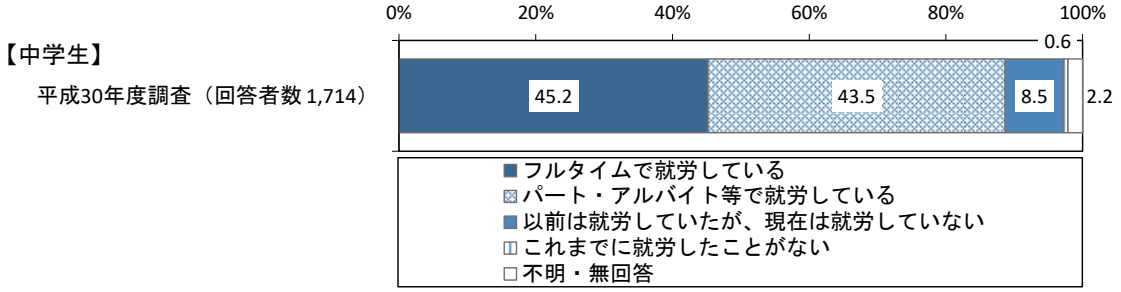

③育児休業について（就学前児童）

母親の育児休業の取得状況については、出産を機に仕事を辞めた人の割合が減少し、育児休業を取得した（している）人の割合が増加しています。

◆母親の育児休業の取得状況

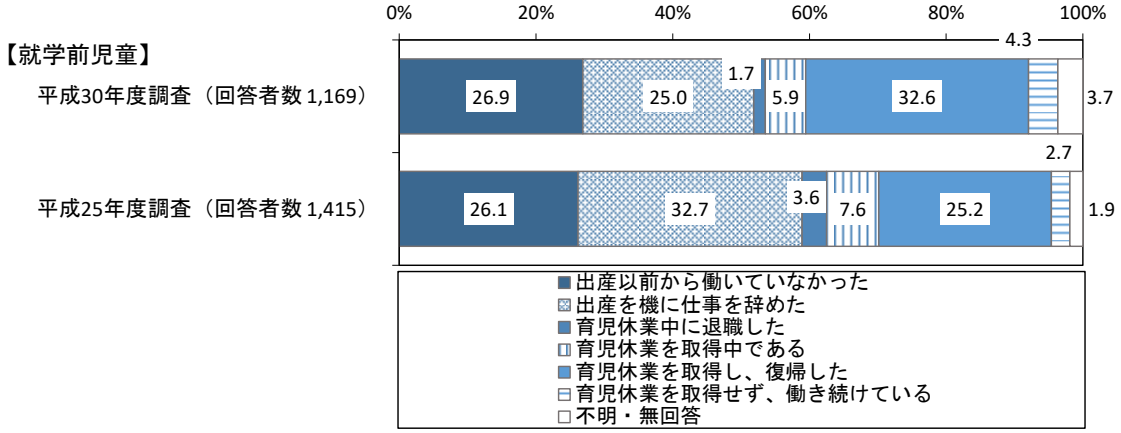

④定期的な教育・保育の事業の利用状況（就学前児童）

定期的な教育･保育の事業の利用状況については､｢利用している｣が 75.0%､「利用していない」が 24.5%となっており、平成 25 年度調査と比較すると、利用している人が増加しています。

◆定期的な教育・保育の事業の利用状況

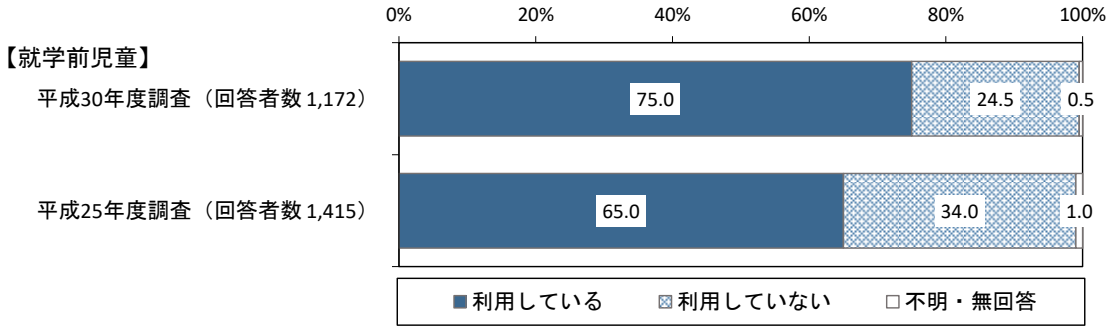

⑤定期的な教育・保育事業の利用について（就学前児童）

平日の昼間、定期的に利用している教育・保育事業については、「認可保育所（園）（公立）」が 49.5%で最も高く、次いで「認可保育所（園）（私立）」が 29.0%、「公立幼稚園」が 9.3%と続いています。

また、平日に定期的に利用したい教育・保育事業については、「認可保育所（園）」が 69.4%で最も高く、次いで「幼稚園」が 19.7%、「認定こども園」が 17.1%と続いています。

◆定期的な教育・保育事業の利用状況

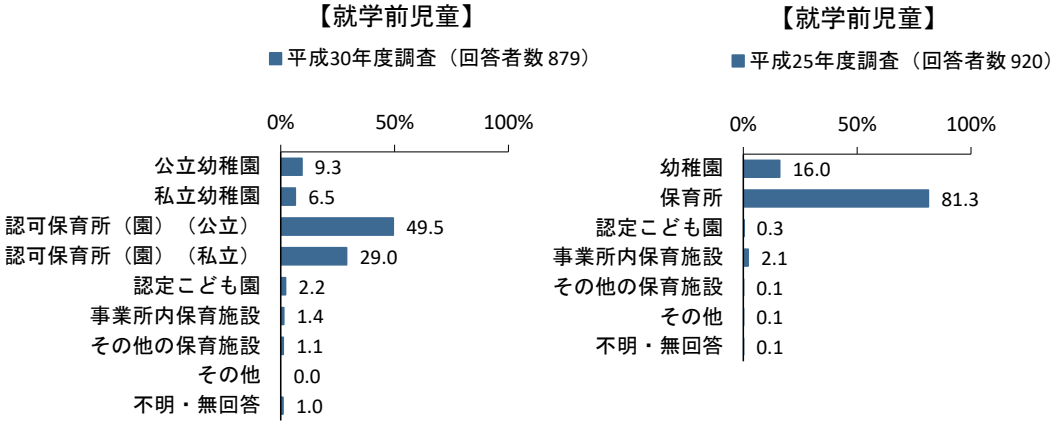

◆定期的な教育・保育事業の利用希望

【就学前児童】

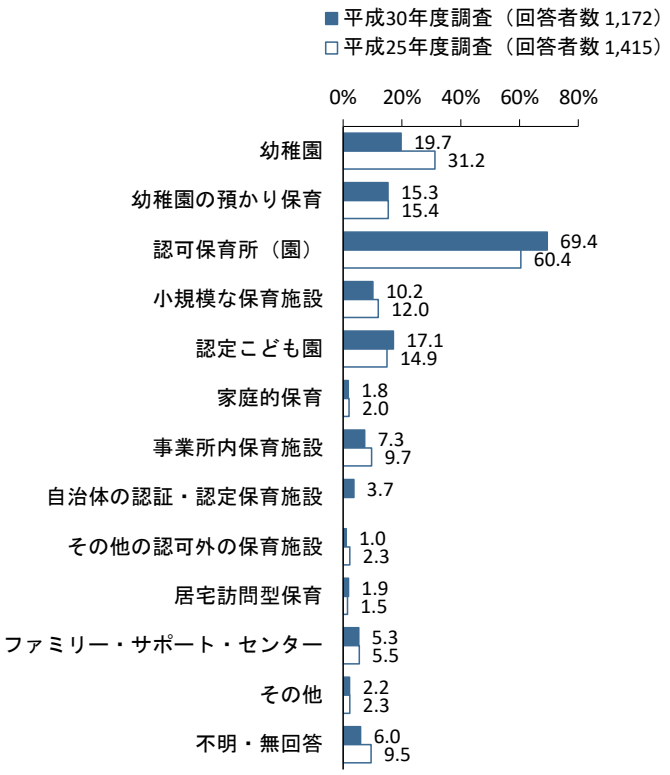

⑥放課後の過ごし方について（小学生）

現在の放課後の過ごし方については、「自宅」が 78.9%で最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が 42.8%、「祖父母宅や友人・知人宅」が 20.8%と続いており、希望する放課後の過ごし方については、、「自宅」が 75.0%で最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が 41.2%、「祖父母宅や友人・知人宅」が 19.8%と続いています。

◆放課後の過ごし方

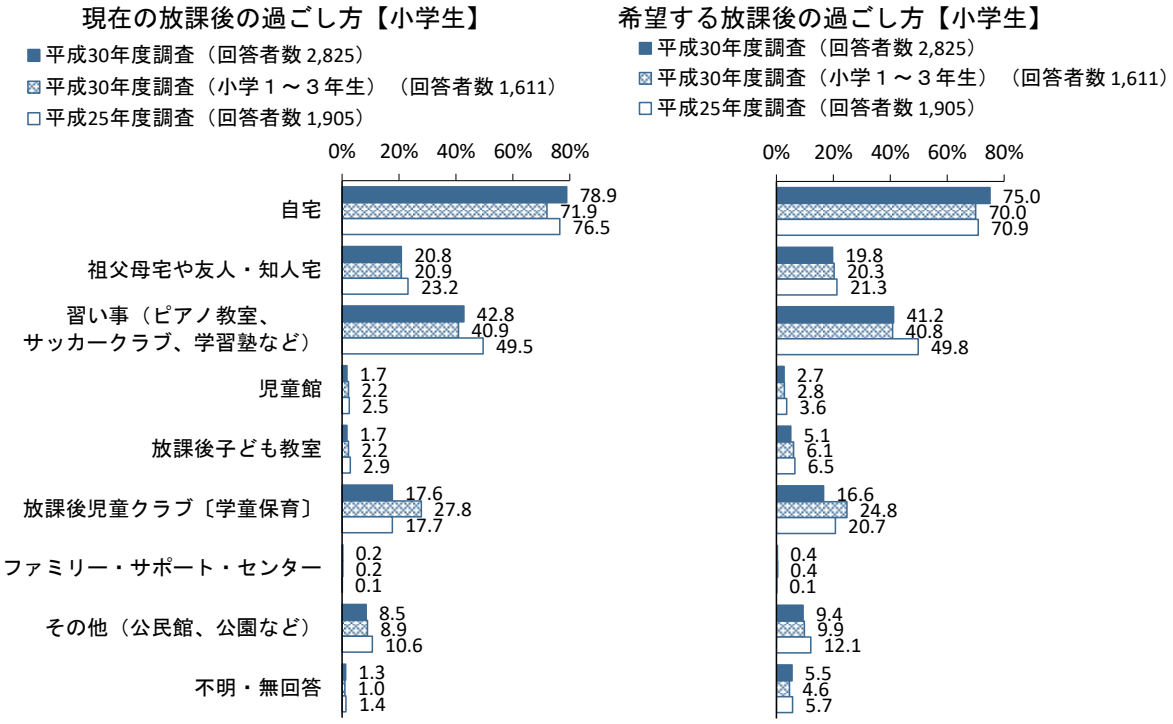

⑦本市における子どもをとりまく貧困に関する状況

ｉ）本調査における「生活困難層」の推定について

貧困の指標として、所得を基準とした相対的貧困率がありますが、これには現物給付や、貯蓄や持家といった資産、負債などが反映されていないため、この指標だけでは生活水準そのものを示しているとは言えません。また、自記式の調査であるため、把握できる世帯所得の精緻度が限られています。そのため、生活に必要な物やサービスを、経済的な理由で享受することができない状態（物質的剥奪状態）にあるかどうかを測定し、その結果をもってその人の生活水準を測る指標を追加します。

本調査では、子どもの「生活困難層」の推定について、以下の３つの要素に基づいて分類しています。

（ア）低所得

「低所得」は、世帯所得を、世帯人数の平方根で割った値（等価可処分所得）が、厚生労働省「平成 29 年国民生活基礎調査」から算出される基準未満（世帯所得の中央値（442 万円）を同年調査の平均世帯人数（2.47 人）の平方根で除した値の 50%（140.6 万円））の世帯とします。

なお、国民生活基礎調査における相対的貧困率は、一定基準（貧困線）を下回る等価可処分所得しか得ていない人の割合のことです。貧困線とは、等価可処分所得（世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分の額をいい、OECD（経済協力開発機構）の作成基準に基づき算出されています。

（イ）家計の逼迫

「家計の逼迫」は、家計の中で大きな比重を占め、これらの欠乏により、基本的な生活水準を保つことが難しいと考えられる公共料金や食料・衣類の費用が捻出できない状況と定義し、経済的な理由で、公共料金や家賃を支払えなかった経験、食料・衣服を買えなかった経験などの７項目のうち、１つ以上が該当する世帯を対象とします。

1　電話料金　　2　電気料金　　3　ガス料金
4　水道料金　　5　家賃
6　家族が必要とする食料が買えなかった
7　家族が必要とする衣類が買えなかった

（ウ）子どもの体験や所有物の欠如

「子どもの体験や所有物の欠如」は、大多数の子どもが一般的に享受していると考えられる経験や物品で、子どもの体験や所有物などに関する 15 項目のうち、経済的な理由で、欠如している項目が３つ以上該当する世帯を対象とします。

1　海水浴に行く　　2　博物館・科学館・美術館などに行く
3　キャンプやバーベキューに行く　4　スポーツ観戦や劇場に行く
5　遊園地やテーマパークに行く　6　毎月お小遣いを渡す
7　毎年新しい洋服・靴を買う
8　習い事（音楽、スポーツ、習字等）に通わせる
9　学習塾に通わせる（又は家庭教師に来てもらう）
10　お誕生日のお祝いをする
11　１年に１回くらい家族旅行に行く
12　クリスマスのプレゼントや正月のお年玉をあげる
13　子どもの年齢に合った本
14　子ども用のスポーツ用品・おもちゃ
15　子どもが自宅で宿題（勉強）をすることができる場所

ii）本調査における「生活困難層」の推定について

生活困難層のうち、２つ以上の要素に該当する層を「困窮層」、いずれか１つの要素に該当する層を「周辺層」、いずれの要素にも該当しない層を「一般層」と定義します。

◆生活困難層の推定について

困窮層	３つに該当	①低所得＋②家計の逼迫＋③子どもの体験や所有物の欠如
	２つに該当	①低所得＋②家計の逼迫
		①低所得＋③子どもの体験や所有物の欠如
		②家計の逼迫＋③子どもの体験や所有物の欠如
周辺層	１つに該当	①低所得のみ
		②家計の逼迫のみ
		③子どもの体験や所有物の欠如のみ
一般層	該当しない	いずれの要素にも該当しない

ⅲ）生活困難層の割合

◆生活困難層の割合

単位：%

		全体	就学前児童	小学生	中学生
生活困難層		23.5	21.1	23.5	25.2
	困窮層	8.7	5.5	8.9	10.9
	周辺層	14.7	15.6	14.6	14.3
一般層		76.5	78.9	76.5	74.8

◆「低所得」「家計の逼迫」「子どもの体験や所有物の欠如」の割合

単位：%

	全体	就学前児童	小学生	中学生
①低所得	12.9	13.3	13.0	12.6
②家計の逼迫	7.6	6.4	7.4	8.8
③子どもの体験や所有物の欠如	13.0	7.4	13.4	16.4

◆世帯類型別生活困難層の割合

単位：%

		母子世帯	父子世帯	ふたり親世帯
生活困難層		66.2	39.7	19.0
	困窮層	36.2	15.9	5.9
	周辺層	30.1	23.8	13.1
一般層		33.8	60.3	81.0

◆世帯類型別「低所得」「家計の逼迫」「子どもの体験や所有物の欠如」の割合

単位：%

	母子世帯	父子世帯	ふたり親世帯
①低所得	54.5	19.3	8.8
②家計の逼迫	20.3	15.7	6.2
③子どもの体験や所有物の欠如	36.9	20.8	10.4

ⅳ）生活困難層の現状

子どもに対する進学意向について、困窮層では「高校まで」が 37.4%で最も高く、次いで「大学またはそれ以上」が 22.6%、「まだわからない」が 27.7%と続いており、「高校まで」では、周辺層（25.2%）、一般層（14.3%）に比べて割合が高くなっています。

◆子どもに対する進学意向

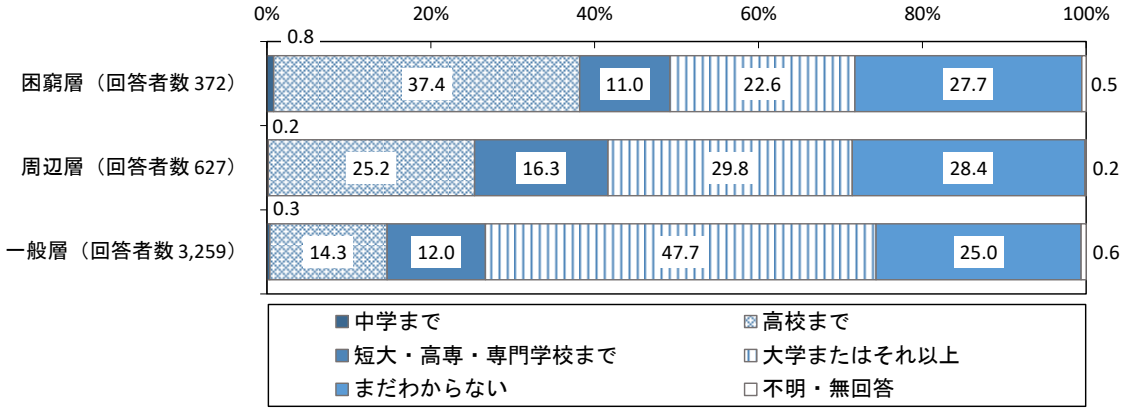

地域の子育てのしやすさについて、困窮層では子育てしづらいと感じている人が、周辺層、一般層に比べて割合が高くなっています。

◆地域の子育てのしやすさ

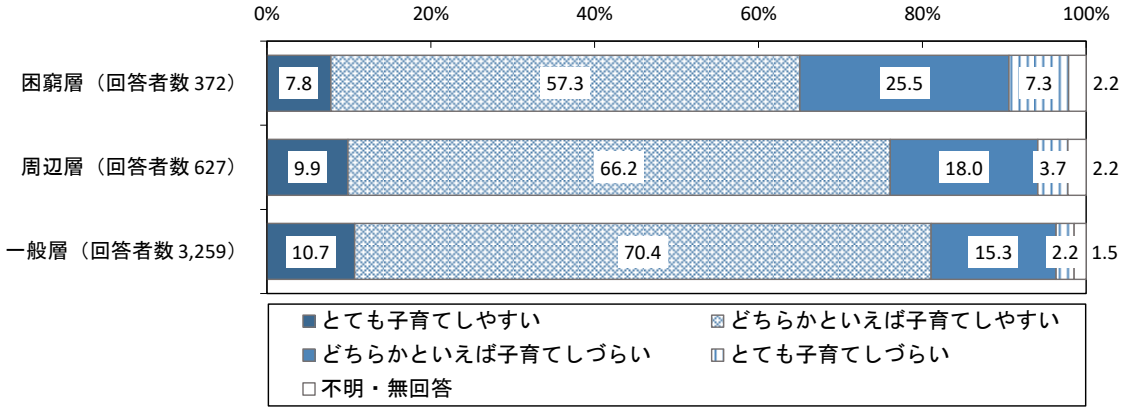

子育てに関する不安感・負担感について、困窮層では不安や負担を感じる人は約６割で、周辺層、一般層に比べて割合が高くなっています。

◆子育てに関する不安感・負担感

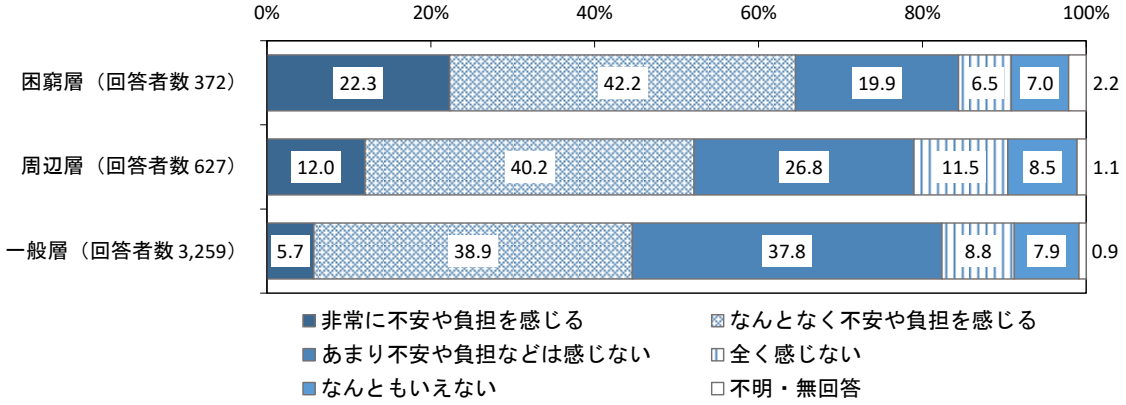

（３）児童虐待の状況

本市の児童虐待の対応件数は、2014（平成 26）年度以降概ね増加しており、2018（平成 30）年度は 202 件となっています。また、虐待の行為別では、身体的虐待、ネグレクト、心理的虐待が多く、被虐待児は小学生以下が特に多くなっています。

◆虐待の行為別

単位：件

	2014 年度（平成 26 年度）	2015 年度（平成 27 年度）	2016 年度（平成 28 年度）	2017 年度（平成 29 年度）	2018 年度（平成 30 年度）
身体的虐待	37	45	50	80	62
性的虐待	2	1	1	3	1
ネグレクト	22	44	33	25	34
心理的虐待	41	58	36	48	105
合計	102	148	120	156	202

資料：こども未来課

◆被虐待児年齢

単位：人

	2014 年度（平成 26 年度）	2015 年度（平成 27 年度）	2016 年度（平成 28 年度）	2017 年度（平成 29 年度）	2018 年度（平成 30 年度）
０歳	9	10	6	10	13
１歳～就学前	48	52	55	71	78
小学生	41	59	39	57	83
中学生	2	16	13	15	21
その他	2	11	7	3	7
合計	102	148	120	156	202

資料：こども未来課

８．伊賀市における主な子育て支援の取り組み

（１）第１期計画の評価

第１期計画では、子ども・子育て支援法に基づく基本指針により、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、量の見込みに対する確保の内容を数値目標として設定し、子どもや子育て家庭を取り巻く環境の整備を進めてきました。

①教育・保育事業

児童数が減少している中、保育ニーズは高まっており、特に３歳未満の児童の保育ニーズが高く、保育利用率が増加しています。今後は、保育士の確保など受入れ体制の充実が課題となっています。

◆教育・保育事業の進捗状況

単位：人

		１号認定※				２号認定		３号認定			
		①量の見込み	②確保方策	特定教育・保育施設	確認を受けない幼稚園	①量の見込み	②確保方策	①量の見込み	②確保方策	特定教育・保育施設	特定地域型保育事業
2015年度（平成27年度）	計画値（A）	570	540	216	324	1,541	2,045	983	1,081	1,081	0
	実績値（B）	336	540	220	320	1,747	1,974	763	1,081	1,081	0
	B－A	▲234	0	4	▲4	206	▲71	▲220	0	0	0
2016年度（平成28年度）	計画値（A）	557	540	216	324	1,521	2,045	957	1,081	1,081	0
	実績値（B）	324	540	220	320	1,747	1,891	745	1,054	1,054	0
	B－A	▲233	0	4	▲4	226	▲154	▲212	▲27	▲27	0
2017年度（平成29年度）	計画値（A）	537	540	216	324	1,485	2,045	933	1,081	1,081	0
	実績値（B）	307	410	290	120	1,694	1,875	785	1,035	1,035	0
	B－A	▲230	▲130	74	▲204	209	▲170	▲148	▲46	▲46	0
2018年度（平成30年度）	計画値（A）	302	410	286	124	1,650	1,873	913	1,063	1,063	0
	実績値（B）	283	410	290	120	1,681	1,847	782	1,038	1,038	0
	B－A	▲19	0	4	▲4	31	▲26	▲131	▲25	▲25	0
2019年度（平成31年度）	計画値（A）	290	410	286	124	1,583	1,873	895	1,063	1063	0
	実績値（B）	269	395	395	0	1,611	1,815	722	1,030	1,030	0
	B－A	▲21	▲15	109	▲124	28	▲58	▲173	▲33	▲33	0

各年度４月１日現在

※２号認定のうち、教育ニーズ（幼児期の学校教育の利用希望が強い者）を含む

◆保育利用率

単位：％

	2015 年度（平成 27 年度）			2016 年度（平成 28 年度）			2017 年度（平成 29 年度）			2018 年度（平成 30 年度）			2019 年度（平成 31 年度）		
	計画（A）	実績（B）	B−A	計画（A）	実績（B）	B−A	計画（A）	実績（B）	B−A	計画（A）	実績（B）	B−A	計画（A）	実績（B）	B−A
0 歳児	29.9	33.8	3.9	29.9	36.1	6.2	29.9	35.9	6.0	29.9	38.8	8.9	29.9	39.3	9.4
1・2 歳児	57.9	62.3	4.4	57.9	62.5	4.6	57.9	64.9	7.0	57.9	67.8	9.9	57.9	69.8	11.9

②地域子ども・子育て支援事業

時間外保育事業（延長保育事業）、一時預かり事業、病児・病後児保育事業については、計画値と実績値の乖離が大きく、目標値の設定方法等を検討する必要があります。

放課後児童健全育成事業については、児童数が減少している中、利用実績人数はそれほど減ることなく推移しています。母親の就業率が増えている現状を踏まえて、未設置校区への設置に向けた協議、大規模小学校区の高学年の受入拡大への対応を検討していく必要があります。

◆時間外保育事業（延長保育事業）

	単位	2015 年度（平成 27 年度）			2016 年度（平成 28 年度）			2017 年度（平成 29 年度）			2018 年度（平成 30 年度）		
		計画（A）	実績（B）	B−A	計画（A）	実績（B）	B−A	計画（A）	実績（B）	B−A	計画（A）	実績（B）	B−A
①量の見込み	人日	132	21	▲111	129	17	▲112	125	19	▲106	121	16	▲105
②確保方策	人日	187	21	▲166	187	17	▲170	187	19	▲168	187	16	▲171

各年度 3 月 31 日現在

◆放課後児童健全育成事業

	単位	2015 年度（平成 27 年度）			2016 年度（平成 28 年度）			2017 年度（平成 29 年度）			2018 年度（平成 30 年度）		
		計画（A）	実績（B）	B−A	計画（A）	実績（B）	B−A	計画（A）	実績（B）	B−A	計画（A）	実績（B）	B−A
①量の見込み	人	712	729	17	701	720	19	692	713	21	750	706	▲44
低学年	人	409	634	225	402	655	253	396	637	241	675	617	▲58
高学年	人	303	95	▲208	299	65	▲234	296	76	▲220	75	89	14
②確保方策	人	650	670	20	690	720	30	720	740	20	750	740	▲10

各年度 3 月 31 日現在

◆子育て短期支援事業（ショートステイ）

	単位	2015 年度（平成 27 年度）			2016 年度（平成 28 年度）			2017 年度（平成 29 年度）			2018 年度（平成 30 年度）		
		計画（A）	実績（B）	B−A	計画（A）	実績（B）	B−A	計画（A）	実績（B）	B−A	計画（A）	実績（B）	B−A
①量の見込み	人日	0	0	0	0	14	14	0	3	3	14	17	3
②確保方策	人日	0	0	0	0	14	14	0	3	3	14	17	3

各年度 3 月 31 日現在

◆地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

	単位	2015 年度（平成 27 年度）			2016 年度（平成 28 年度）			2017 年度（平成 29 年度）			2018 年度（平成 30 年度）		
		計画（A）	実績（B）	B−A	計画（A）	実績（B）	B−A	計画（A）	実績（B）	B−A	計画（A）	実績（B）	B−A
①量の見込み	人回	4, 471	39, 655	35, 184	4, 353	38, 000	33, 647	4, 248	36, 693	32, 445	4, 157	33, 728	29, 571
②確保方策	か所	9	9	0	9	9	0	9	8	▲1	9	8	▲1

各年度 3 月 31 日現在

◆一時預かり事業（幼稚園型）

	単位	2015 年度（平成 27 年度）			2016 年度（平成 28 年度）			2017 年度（平成 29 年度）			2018 年度（平成 30 年度）		
		計画（A）	実績（B）	B−A	計画（A）	実績（B）	B−A	計画（A）	実績（B）	B−A	計画（A）	実績（B）	B−A
①量の見込み	人日	14, 771	6, 642	▲8, 129	14, 436	8, 882	▲5, 554	13, 920	8, 353	▲5, 567	13, 350	8, 431	▲4, 919
②確保方策	人日	14, 868	6, 642	▲8, 226	14, 868	8, 882	▲5, 986	14, 868	8, 353	▲6, 515	14, 868	8, 431	▲6, 437

各年度 3 月 31 日現在

◆幼稚園型を除く一時預かり事業（ファミリー・サポート・センター事業含む）

	単位	2015 年度（平成 27 年度）			2016 年度（平成 28 年度）			2017 年度（平成 29 年度）			2018 年度（平成 30 年度）		
		計画（A）	実績（B）	B−A	計画（A）	実績（B）	B−A	計画（A）	実績（B）	B−A	計画（A）	実績（B）	B−A
①量の見込み	人日	13, 539	4, 663	▲8, 876	13, 201	3, 600	▲9, 601	12, 827	3, 399	▲9, 428	12, 461	2, 969	▲9, 492
②確保方策	人日	13, 220	4, 663	▲8, 557	13, 220	3, 600	▲9, 620	13, 220	3, 399	▲9, 821	13, 220	2, 969	▲10, 251
一時預かり事業	人日	12, 220	4, 440	▲7, 780	12, 220	3, 515	▲8, 705	12, 220	3, 245	▲8, 975	12, 220	2, 397	▲9, 823
ファミリー・サポート・センター事業	人日	1, 000	223	▲777	1, 000	85	▲915	1, 000	154	▲846	1, 000	572	▲428

各年度 3 月 31 日現在

◆病児・病後児保育事業

	単位	2015 年度（平成 27 年度）			2016 年度（平成 28 年度）			2017 年度（平成 29 年度）			2018 年度（平成 30 年度）		
		計画（A）	実績（B）	B−A	計画（A）	実績（B）	B−A	計画（A）	実績（B）	B−A	計画（A）	実績（B）	B−A
①量の見込み	人日	834	151	▲683	814	286	▲528	789	237	▲552	764	162	▲602
②確保方策	人日	740	151	▲589	740	286	▲454	745	237	▲508	745	162	▲583
病児保育事業	人日	730	151	▲579	730	284	▲446	730	236	▲494	730	161	▲569
ファミリー・サポート・センター事業	人日	10	0	▲10	10	2	▲8	15	1	▲14	15	1	▲14

各年度 3 月 31 日現在

◆ファミリー・サポート・センター事業（就学児）

	単位	2015 年度（平成 27 年度）			2016 年度（平成 28 年度）			2017 年度（平成 29 年度）			2018 年度（平成 30 年度）		
		計画（A）	実績（B）	B−A	計画（A）	実績（B）	B−A	計画（A）	実績（B）	B−A	計画（A）	実績（B）	B−A
①量の見込み	人日	8	28	20	8	9	1	8	8	0	8	8	0
②確保方策	人日	10	28	18	10	9	▲1	10	8	▲2	10	8	▲2

各年度 3 月 31 日現在

◆利用者支援事業

	単位	2015 年度（平成 27 年度）			2016 年度（平成 28 年度）			2017 年度（平成 29 年度）			2018 年度（平成 30 年度）		
		計画（A）	実績（B）	B−A	計画（A）	実績（B）	B−A	計画（A）	実績（B）	B−A	計画（A）	実績（B）	B−A
①量の見込み	か所	1	0	▲1	1	1	0	1	1	0	1	1	0
②確保方策	か所	1	0	▲1	1	1	0	1	1	0	1	1	0

各年度 3 月 31 日現在

◆乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

	単位	2015 年度（平成 27 年度）			2016 年度（平成 28 年度）			2017 年度（平成 29 年度）			2018 年度（平成 30 年度）		
		計画（A）	実績（B）	B−A	計画（A）	実績（B）	B−A	計画（A）	実績（B）	B−A	計画（A）	実績（B）	B−A
①量の見込み	件	650	614	▲36	630	625	▲5	620	595	▲25	600	564	▲36
②確保方策	件	650	614	▲36	630	625	▲5	620	595	▲25	600	564	▲36

各年度 3 月 31 日現在

◆養育支援訪問事業

	単位	2015 年度（平成 27 年度）			2016 年度（平成 28 年度）			2017 年度（平成 29 年度）			2018 年度（平成 30 年度）		
		計画（A）	実績（B）	B−A	計画（A）	実績（B）	B−A	計画（A）	実績（B）	B−A	計画（A）	実績（B）	B−A
①量の見込み	件	120	77	▲43	120	98	▲22	110	183	73	110	165	55
②確保方策	件	120	77	▲43	120	98	▲22	110	183	73	110	165	55

各年度 3 月 31 日現在

◆妊婦健康診査

	単位	2015 年度（平成 27 年度）			2016 年度（平成 28 年度）			2017 年度（平成 29 年度）			2018 年度（平成 30 年度）		
		計画（A）	実績（B）	B−A	計画（A）	実績（B）	B−A	計画（A）	実績（B）	B−A	計画（A）	実績（B）	B−A
①量の見込み	人	660	657	▲3	650	617	▲33	630	595	▲35	610	572	▲38
	人回	9,240	7,538	▲1,702	9,100	7,227	▲1,873	8,820	7,266	▲1,554	8,540	7,002	▲1,538
②確保方策	人回	9,240	7,538	▲1,702	9,100	7,227	▲1,873	8,820	7,266	▲1,554	8,540	7,002	▲1,538

各年度 3 月 31 日現在

（２）第１期計画の事業進捗状況

第１期計画で示された目標実現のための 189 の事業について、2018（平成 30）年度における実績や進捗状況を検証し、下記の表の通り６段階（達成率）の基準で評価しました。なお、基本目標をまたぎ、重複している事業については、重複して勘定しています。

評価	判断基準（達成率）
ＡＡ	計画の内容を 100%を超えて実施
Ａ	計画の内容を 100%実施
Ｂ	計画の内容を 70%以上 100%未満実施
Ｃ	計画の内容を 50%以上 70%未満実施
Ｄ	計画の内容を 50%未満実施
Ｅ	計画の内容を未実施

①地域における子育て支援事業の充実

55 事業のうちＡ評価以上が 29 事業、52.7%となっています。

「一時保育（一時預かり）事業」「延長保育事業」は、アンケート調査から導いた目標値と実績値との隔たりが大きく、Ｄ評価となっています。

基本施策	評価							合計
	ＡＡ	Ａ	Ｂ	Ｃ	Ｄ	Ｅ	評価不可 事業終了	
１－１　幼児期の教育・保育の総合的な提供	4	12	2	0	2	0	1	21
１－２　児童の放課後の過ごし方への支援	3	1	7	1	0	0	1	13
１－３　地域における多様な子育て支援の充実	4	3	1	1	1	1	1	12
１－４　子育て家庭への経済的負担の軽減	2	0	7	0	0	0	0	9
合計	13	16	17	2	3	1	3	55

②安心して子どもを生み育てられる子育て支援の体制づくり

59 事業のうちＡ評価以上が 28 事業、47.5%となっています。

「産後ケア事業」「子育て支援ヘルパー派遣事業」は、利用希望等をふまえて目標値を設定しましたが、ニーズが少なかったためＤ評価となっています。

基本施策	評価							合計
	ＡＡ	Ａ	Ｂ	Ｃ	Ｄ	Ｅ	評価不可 事業終了	
２－１　母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進	6	7	15	1	2	0	1	32
２－２　小児救急医療体制の充実	0	1	1	0	0	0	4	6
２－３　子育ての相談・支援体制の充実	3	0	3	0	0	0	1	7
２－４　家庭や地域の教育力の向上	6	6	0	0	0	0	2	14
合計	15	14	19	1	2	0	8	59

③子どもの健全育成を推進するための体制づくり

63 事業のうちＡ評価以上が 42 事業、66.7%となっています。

「児童虐待・DV 防止のための関係機関の連携強化」は、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会を実施し、関係機関との連携を強化していますが、個別ケース検討会と同様な形での会議を開催し、その中で検討している事案が増加しており、伊賀市要保護児童及び DV 対策地域協議会の会議数が減少し、Ｄ評価となっています。

また、「伊賀市自立支援教育訓練給付金事業」「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業」は、利用希望者が少なくＤ評価となっています。

基本施策	評価							合計
	ＡＡ	Ａ	Ｂ	Ｃ	Ｄ	Ｅ	評価不可 事業終了	
３－１　子どもの人権擁護の推進	11	1	3	1	1	0	0	17
３－２　要支援児童への対応などきめ細かな取り組みの推進	8	6	7	0	2	0	2	25
３－３　子育て交流の推進	4	6	0	1	0	1	1	13
３－４　子どもが健やかに成長する環境づくり	2	4	1	0	0	0	1	8
合計	25	17	11	2	3	1	4	63

④仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

12 事業のうちＡ評価以上が 5 事業、41.7%となっています。

「男性講座や出前講座の開催」は、申し込みに対しキャンセルが多いためＣ評価となっています。

基本施策	評価							合計
	ＡＡ	Ａ	Ｂ	Ｃ	Ｄ	Ｅ	評価不可 事業終了	
４－１　職業生活と家庭生活との両立支援	2	3	6	1	0	0	0	12
合計	2	3	6	1	0	0	0	12

（３）幼稚園・保育所（園）・認定こども園などの状況

①保育所（園）の状況

保育所(園)については、2019（平成 31）年で公立 16 所(園)、私立１４所(園)となっています。就学前児童数の減少に伴い、入所(園)児童数も減少していますが、保育ニーズの増加により定員数を増加しており、2019（平成 31）年の充足率は 80.2%となっています。

◆保育所(園)の状況

単位：所（園）・人・％

	2015 年度（平成 27 年度）	2016 年度（平成 28 年度）	2017 年度（平成 29 年度）	2018 年度（平成 30 年度）	2019 年度（平成 31 年度）
公立保育所（園）数	20	18	17	16	16
私立保育所（園）数	14	14	14	14	14
定員数	3,055	2,945	2,910	2,885	2,845
入所（園）児童数	2,510	2,492	2,451	2,421	2,283
充足率	82.2	84.6	84.2	83.9	80.2
０歳児	65	63	66	71	62
１歳児	287	290	312	301	269
２歳児	411	392	392	393	372
３歳児	562	565	519	529	500
４歳児	596	586	576	542	534
５歳児	589	596	586	585	546

資料：保育幼稚園課（各年度４月１日現在）

※受託児童含む。委託児童含まない。

②幼稚園の状況

幼稚園については、2019（平成 31）年で公立１園、私立１園となっています。就学前児童数の減少に伴い、入園児童数も減少しています。

◆幼稚園の状況

単位：園・人・％

	2015 年度（平成 27 年度）	2016 年度（平成 28 年度）	2017 年度（平成 29 年度）	2018 年度（平成 30 年度）	2019 年度（平成 31 年度）
公立幼稚園数	1	1	1	1	1
私立幼稚園数	2	2	1	1	1
定員数	540	540	340	340	325
入園児童数	336	324	235	226	213
充足率	62.2	60.0	69.1	66.5	65.5
３歳児	91	95	65	68	55
４歳児	118	115	87	79	80
５歳児	127	114	83	79	78

資料：保育幼稚園課（各年度４月１日現在）

※市外児童含む。市外幼稚園に通う児童は除く。

③認定こども園の状況

認定こども園については、2019（平成 31）年で私立１園となっており、充足率は 80%台で推移しています。

◆認定こども園の状況

単位：園・人・％

	2015 年度（平成 27 年度）	2016 年度（平成 28 年度）	2017 年度（平成 29 年度）	2018 年度（平成 30 年度）	2019 年度（平成 31 年度）
公立認定こども園	0	0	0	0	0
私立認定こども園	0	0	1	1	1
定員数			121	121	121
入園児童数			100	100	107
充足率			82.6	82.6	88.4
０歳児			0	1	3
１歳児			5	6	6
２歳児			10	11	10
３歳児			30	26	29
４歳児			23	35	24
５歳児			32	21	35

資料：保育幼稚園課（各年度４月１日現在）

※市外児童含む

④認可外保育施設の状況

認可外保育施設については、2019（平成 31）年で企業主導型保育事業実施施設が３施設、事業所内保育施設が７施設となっています。

◆認可外保育施設の状況

単位：施設・人

		2015 年度（平成 27 年度）	2016 年度（平成 28 年度）	2017 年度（平成 29 年度）	2018 年度（平成 30 年度）	2019 年度（平成 31 年度）
企業主導型保育事業実施施設	施設数	0	0	1	1	3
	利用者数			1	8	44
事業所内保育施設	施設数	7	8	7	7	7
	利用者数	62	72	61	57	64

資料：保育幼稚園課（施設数は各年度４月１日現在、利用者数は各年度３月 31 日現在）

⑤待機児童の状況

待機児童については、2019（平成 31）年で３人となっています。

◆待機児童の状況

単位：人

	2015 年度（平成 27 年度）	2016 年度（平成 28 年度）	2017 年度（平成 29 年度）	2018 年度（平成 30 年度）	2019 年度（平成 31 年度）
０歳児	0	0	2	0	0
１歳児	0	0	1	0	3
２歳児	0	0	0	0	0
３歳児	0	0	0	0	0
４歳児	0	0	0	0	0
５歳児	0	0	0	0	0
合計	0	0	3	0	3

資料：保育幼稚園課（各年度４月１日現在）

◆保育所（園）の申し込み状況

単位：人

	2015 年度（平成 27 年度）	2016 年度（平成 28 年度）	2017 年度（平成 29 年度）	2018 年度（平成 30 年度）	2019 年度（平成 31 年度）
申し込み児童数	2,524	2,518	2,518	2,503	2,390
定員	3,055	2,945	2,910	2,885	2,845
利用児童数	2,510	2,492	2,451	2,421	2,283

資料：保育幼稚園課（各年度４月１日現在）

⑥小学校の状況

小学校については、22 校あり、2019（平成 31）年の児童数は合計 4,289 人となっています。

◆小学校の状況

単位：校・人

	2015 年度（平成 27 年度）	2016 年度（平成 28 年度）	2017 年度（平成 29 年度）	2018 年度（平成 30 年度）	2019 年度（平成 31 年度）
学校数	22	22	22	22	22
小学校児童数	4,563	4,476	4,401	4,371	4,289
１年生	755	710	697	715	676
２年生	758	756	706	693	718
３年生	752	753	756	704	695
４年生	748	749	749	750	702
５年生	772	741	750	748	752
６年生	778	767	743	761	746

資料：学校教育課（各年度５月１日現在）

⑦放課後児童クラブ（学童保育）・放課後子ども教室

放課後児童クラブ（学童保育）については、2019（平成 31）年で 20 か所となっています。児童数は減少傾向にありますが、利用者数は横ばいで推移し、特に小学１年の利用率は概ね増加しており、2019（平成 31）年の小学１年生の利用率は 42.3%となっています。

◆放課後児童クラブ（学童保育）の状況

単位：か所・人・%

		2015 年度（平成 27 年度）	2016 年度（平成 28 年度）	2017 年度（平成 29 年度）	2018 年度（平成 30 年度）	2019 年度（平成 31 年度）
実施箇所数		17	19	19	19	20
小学１年生	児童数	755	710	697	715	676
	利用者数	257	271	256	253	286
	利用率	34.0	38.2	36.7	35.4	42.3
小学２年生	児童数	758	756	706	693	718
	利用者数	230	233	228	217	223
	利用率	30.3	30.8	32.3	31.3	31.1
小学３年生	児童数	752	753	756	704	695
	利用者数	147	151	153	147	148
	利用率	19.5	20.1	20.2	20.9	21.3
小学４年生	児童数	748	749	749	750	702
	利用者数	53	36	45	58	63
	利用率	7.1	4.8	6.0	7.7	9.0
小学５年生	児童数	772	741	750	748	752
	利用者数	31	21	21	21	20
	利用率	4.0	2.8	2.8	2.8	2.7
小学６年生	児童数	778	767	743	761	746
	利用者数	11	8	10	10	7
	利用率	1.4	1.0	1.3	1.3	0.9
利用者合計		729	720	713	706	747

資料：こども未来課（2019（平成 31 年）度見込みは、2019（平成 31）年４月１日現在、その他の年度は、各年度３月 31 日現在）

◆放課後児童クラブ（学童保育）一覧

単位：人

クラブ名		定員
放課後児童クラブキッズうえの	上野西小学校	40
放課後児童クラブふたば	上野西小学校	70
放課後児童クラブフレンズうえの	上野東小学校	40
放課後児童クラブ第 2 フレンズうえの	上野東小学校	60
放課後児童クラブウイングうえの	府中小学校	40
放課後児童クラブ風の丘	友生小学校	60
放課後児童クラブ第 2 風の丘	友生小学校	60
中瀬放課後児童クラブ「ネバーランド」	中瀬小学校	30
新居放課後児童クラブ	新居小学校	30
三訪放課後児童クラブ	三訪小学校	25
放課後児童クラブ「げんきクラブ」	青山小学校	55
大山田放課後児童クラブ「あっとほうむ」	大山田小学校	30
阿山放課後児童クラブ「ポップコーン」	阿山小学校	50
壬生野放課後児童クラブ	壬生野小学校	40
柘植放課後児童クラブ	柘植小学校	30
西柘植放課後児童クラブ	西柘植小学校	20
島ヶ原放課後児童クラブ	島ヶ原小学校	20
成和西放課後児童クラブ	成和西小学校	20
成和東放課後児童クラブ	成和東小学校	30
いが放課後児童クラブ	民設民営	20
合計		770

資料：こども未来課（2019（平成 31）年４月１日現在）

◆放課後子ども教室一覧

クラブ名	
西柘植放課後子ども教室	西柘植小学校
柘植放課後子ども教室	柘植小学校
古山放課後子ども教室	成和東小学校

資料：生涯学習課（2019（平成 31）年４月１日現在）

⑧母子保健サービス

◆母子保健サービスの状況

単位：件・人・％

		2014 年度（平成 26 年度）	2015 年度（平成 27 年度）	2016 年度（平成 28 年度）	2017 年度（平成 29 年度）	2018 年度（平成 30 年度）
母子健康手帳交付	交付数	721	657	617	595	572
４か月児健康診査	対象児数	674	654	638	605	563
	受診児数	649	624	591	591	556
	受診率	96.3	95.4	92.6	97.7	98.8
10 か月児健康診査	対象児数	664	625	631	619	580
	受診児数	604	595	574	581	548
	受診率	91.0	95.2	91.0	93.9	94.5
１歳６か月児健康診査	対象児数	694	693	723	635	606
	受診児数	666	672	696	631	599
	受診率	96.0	97.0	96.3	99.4	98.8
３歳児健康診査	対象児数	720	780	721	622	675
	受診児数	695	774	682	608	656
	受診率	96.5	99.2	94.6	97.7	97.2
育児相談（乳幼児相談）	延べ人数	1,922	2,019	1,757	1,970	1,815

資料：健康推進課（各年度３月 31 日現在）

（４）課題のまとめ

■　保育ニーズの増加と多様化への対応

児童数が減少する一方、女性の就業率が上昇し、保育ニーズが高まっており、３歳未満の児童の保育ニーズの増加をはじめ、一時預かり事業などの多様な保育サービスが求められています。

■　待機児童の解消

2019（平成 31）年４月１日現在の待機児童数は３人です。待機児童数ゼロを目指し、地域の状況を分析し、保育ニーズの高い地域に対し、既存の資源を最大限活用するとともに、必要な施設・事業を検討するなど、地域の状況に応じた対策を進めていく必要があります。

■　保育人材の確保

３歳未満の児童の保育ニーズが高く、保育利用率が増加していることにより、保育士の確保が課題となっています。今後は、職員確保による体制の強化や職員の業務負担を軽減することが求められます。

■　子どもの居場所づくり

核家族の増加、女性の就業率の上昇に伴い、放課後児童健全育成事業の利用希望者が急増しています。放課後児童クラブの充実や放課後の児童の安全な居場所の確保等、総合的な放課後対策が求められています。

■　支援を必要とする児童及び家庭への対応

児童虐待や困窮する児童とその家庭など、支援を必要とする児童及び家庭への対応が求められています。

子どもをとりまく貧困対策は、子どもの将来が生まれた環境によって左右されることがないよう、貧困の状況下においても子どもを健やかに育成できる環境づくりを検討する必要があり、社会的に問題となっている児童虐待は、早期発見・早期対応に加え、未然に発生を防止することが求められます。

第２章　計画の基本的な考え方

１．計画の基本理念

「すべての子どもが健やかに、
　　誇りをもって成長することができるまち伊賀市」

２．計画の基本目標

１　地域における子育て支援事業の充実

２　安心して子どもを生み育てられる子育て支援の体制づくり

３　子どもの健全育成を推進するための体制づくり

４　仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

３．施策の体系

１、２に加えて、施策の方向示す体系図を掲載

第３章　目標実現のための施策

１．地域における子育て支援事業の充実

１－１　幼児期の教育・保育の総合的な提供

〔現状と課題〕

現在、本市には、公立保育所(園)が 16 園、私立保育所(園)が 14 園、公立幼稚園が１園、私立幼稚園が１園、私立認定こども園が１園あります。女性の就業率の上昇などに伴い、保育所(園)における延長保育・休日保育や、幼稚園での預かり保育などの多様なサービスを提供しています。また、外国につながりのある幼児の増加に伴う通訳等の対応など、さまざまな保育ニーズに対応するほか、課題となっている保育士不足の解消に努め、あわせて待機児童の解消にも努めています。

今後も引き続き保育士の確保に努めるほか、保育・教育に関するニーズを踏まえ、保護者の就労状況等にかかわらず、全ての子育て家庭に質の高い保育・教育を総合的に提供することが求められます。

１－２　児童の放課後の過ごし方への支援

〔現状と課題〕

保育ニーズの増大や保護者の勤務形態の多様化、また、共働きや核家族家庭の増加に伴い、子どもの小学校入学を機に仕事と育児の両立が困難になる、いわゆる「小１の壁」も全ては解消されていません。

現在、本市には、放課後児童クラブが 20 か所あり、そのうち本市において 19 か所で実施しており、開設時間の延長等、利用者のニーズに合わせてサービスの拡大をするほか、障がい児の受け入れも推進しています。また、高学年になるにつれて放課後の過ごし方が多様化し、ニーズが減少する傾向ではありますが、まだまだ利用希望があり、また、未設置校区も存在する状況です。

今後も、全ての子どもたちが豊かな放課後を過ごせるよう、発達段階に応じた生活や遊びを通じて、きめ細かい対応を行うとともに、放課後児童クラブの利用ニーズに対応するため、未設置校区への設置を含め当該校区の児童の受け入れや、大規模小学校区の高学年の受入拡大への対応を検討する必要があります。

１－３　地域における多様な子育て支援の充実

〔現状と課題〕

本市では、市内７か所に設置している子育て支援センターをはじめ、拠点施設となる「子育て包括支援センター」において、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う広場を提供し、イベントの開催や育児相談指導、子育てに関する講演会等の開催や情報提供を行っています。また、病児・病後児保育事業「くまさんルーム」や子育て短期支援事業（ショートステイ事業）、ファミリー・サポート・センター事業などを実施しています。

今後も、子どもの健やかな成長と安心して子育てが出来る体制の実現のため、2019（平成 31）年４月に設置した子育て世代包括支援センターが中心となり、妊娠の届出等の機会に得た情報を基に、必要に応じて関係機関との連絡調整を行い、支援プランを作成するなど、妊娠期から子育て期の切れ目のない支援の充実を図ります。

１－４　子育て家庭への経済的負担の軽減

〔現状と課題〕

本市では、子育ての経済的な負担軽減を図るため国の制度に先駆けて、2015（平成 27）年９月から、第３子以降保育料の無償化を実施したほか、通院分の医療費助成についても中学校卒業までに対象を拡大し実施しました。

また、2019（令和元）年からは国の制度として開始した幼児教育・保育の無償化をはじめ、子育て家庭の経済的負担の軽減策として、法令等に基づき児童手当の支給や医療費助成を行い、子育ての家庭への経済的負担の軽減を図っています。

今後も、妊娠から出産、子育てまで切れ目のない支援があることで、安心して子育てができるよう、子育て家庭の経済的負担軽減のための支援策を継続して実施する必要があります。

２．安心して子どもを生み育てられる子育て支援の体制づくり

２－１　母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進

〔現状と課題〕

妊娠・出産から子育てへとつながる一連の流れにおいて、疾病予防や発育・発達支援など、母子保健の果たす役割は大きいと言えます。

本市では、母子保健法に基づいた健康診査、保健師による妊娠・出産・育児に関する保健指導、助産師による相談など、さまざまな支援を行っています。

母子健康手帳を交付する際、妊娠・出産・育児に関してきめ細かな聴き取りを実施し、必要な支援に繋ぐことや、必要な情報をできる限り提供し、妊産婦の不安解消に努める一方、妊婦健康診査の受診券の交付や医師と連携した特定妊婦の訪問指導、新生児訪問など、心のケアを含めた保健施策を進めています。

また、栄養相談や離乳食教室等を実施するとともに、小学校や保育所（園）等では、体験を通した食育を推進し、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた「食」に関する学習機会や情報提供に努めています。

今後も、妊娠・出産・育児期における切れ目のない母子保健サービスの充実に取り組み、子育て家庭で生じる不安や親のストレス解消に努めるほか、妊産婦・乳幼児への保健対策を展開します。あわせて、不妊に悩む人への相談・支援体制の充実に努めます。

２－２　小児救急医療体制の充実

〔現状と課題〕

小児一次救急医療については、平日昼間は市内開業医において実施しており、夜間・休日における比較的軽症な人を対象に応急診療所（小児・一般）を開設しています。

入院を必要とする小児二次救急医療については、市内の総合病院において実施しており、体制の維持に努めました。

また、「伊賀市救急・健康相談ダイヤル２４」事業を実施し、救急に関する相談だけでなく、健康に関する相談を受け付け、情報提供に努めました。

日頃からかかりつけ医との連携を促す一方、今後も、市広報やホームページを利用し、医療情報の提供に努め、一次救急と二次救急のすみわけを明確にし、小児救急医療体制の円滑な運営に努めます。

２－３　子育ての相談・支援体制の充実

〔現状と課題〕

近年、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により、祖父母や近隣の住民等から、日々の子育てに対する助言、支援や協力を得ることが困難な状況になっています。しかし、子どもは将来「地域の担い手」となることから、子どもは家庭だけではなく、地域全体で見守り、育んでいくことが必要です。

本市では、保育所(園)、幼稚園、子育て包括支援センター、子育て支援センター（市内７か所）、家庭児童相談室等において、子育て中の保護者からの健康やしつけ等に関する相談、育児についての不安や悩み・疑問などに関して、相談、支援を行っています。こうした相談において、複合的な問題を抱えている家族が増加していることから、相談に対応できる体制を確保するとともに、身近な地域のなかでも気軽に相談できるような機会や場を提供する必要があります。

２－４　家庭や地域の教育力の向上

〔現状と課題〕

すべての教育の出発点である家庭教育は、親子が日常生活の中で生きるための基礎的な能力を育成するものです。しかし、近年の核家族化や地域社会のつながりの希薄化等により子育ての知識を得る機会が減少し、子育ての悩みや不安を抱えたまま保護者が孤立してしまうなど、家庭教育が困難な現状が指摘されています。子育ての第一義的な責任を担う保護者が自信を持ち、生きがいや喜びを持って子育てすることが、子どもの健全な育ちにつながり、また、保護者だけでなくさまざまな人とのかかわりのなかで、自我の発達や社会性の向上がみられることから、体験や交流の機会を提供することが重要です。

地域で協力を得ながら、保育所(園)、幼稚園、学校等における体験活動の取り組みや世代間交流を進めていますが、引き続き、身近な地域の人たちが、自主的に保護者等の子育てや家庭教育に関する相談にのったり、親子で参加する様々な取り組みや講座などの学習機会、地域の情報などを提供できるような環境づくりを進めることが重要です。

本市では、これまで子育てに関する講演会や講座等を開催し、家庭教育に関する意識啓発や情報提供に努めてきました。また、子育て支援センターや保健センター、家庭児童相談室、保育所(園)・幼稚園等の各種機関、各地区の民生委員・児童委員、主任児童委員等を通じて、子育て家庭からの相談に随時対応しています。今後も、社会全体で家庭教育を支援する体制づくりを目指し、保護者の意識や意欲を高めるため、保護者自身の学びの機会を提供する必要があります。

３．子どもの健全育成を推進するための体制づくり

３－１　子どもの人権擁護の推進

〔現状と課題〕

「子どもの権利条約」にも謳われているように、すべての子どもは等しく人権を持っており、健やかに成長することが保証されなければなりません。しかし、近年、児童虐待により子どもの尊い命が奪われるなど、児童虐待が深刻な社会問題となっています。また、身体的虐待だけでなく、心理的虐待や育児放棄も多く、対応が困難な状況が続いています。

本市では、関係機関が連携を強化するなかで、虐待が疑われるケースの早期発見や、保護者の育児不安の軽減に努めています。また、「伊賀市要保護児童及びＤＶ対策地域協議会」を設置し、保護児童や特定妊婦等の早期発見や適切な支援を図るとともに、DV 被害者への適切な対応を行うため、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会を実施し、児童相談所、警察署、民生委員・児童委員、保育所(園)、幼稚園、学校等の関係機関との情報共有や連携強化に努めています。

今後も、関係機関等の連携を一層強化し、地域全体で子どもを守る支援体制を構築し、配偶者等から暴力を受けるＤＶについても、防止に向けた取り組みと被害者への適切な対応・支援に努める必要があります。

３－２　要支援児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

〔現状と課題〕

本市では、障がいのある子どもなど、支援を要する子どもに対し、母子保健サービス等を通じて乳幼児期の疾病等の早期発見に努めるとともに、要経過観察児を対象とした発達支援教室（にこにこ広場）を実施しています。また、みどり保育園に併設するかしのみ園において療育支援事業を実施するとともに、市内の障害児通所支援事業所等において障がいのある児童を対象にした障害児通所支援事業等を行つています。さらに、「伊賀市こども発達支援センター」を設置し、子どもの発達に不安のある保護者や保育所(園)、幼稚園、学校等からの相談に応じ、各機関と連携を図りながら、子どもの発達に応じた支援を行っています。

また、ひとり親家庭に対しては、医療費の助成などの経済的支援や子育て・生活支援、就労相談などを行い、自立を支援しています。

今後も、ひとり親家庭が安心して子育てをしながら働き、子どもたちが健やかに育つことができるよう、総合的な施策をすすめる必要があります。

３－３　子育て交流の推進

〔現状と課題〕

子育てにおいては、悩みや不安を抱えたまま保護者が孤立してしまうことが懸念され、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげる上で、同じような子どもを持つ親同士の交流が有効です。

本市では、子育てのネットワークづくりとして、子育て支援センター及び児童館での支援事業を進めているほか、子育てサークルの活動を支援しています。各子育て支援センターでは、子育てに関する情報誌を配布するとともに、事業の案内等をさまざまなメディアを通じて提供しています。また、休日等を利用して、各地区の子ども会や子どもの育成団体、公民館などを中心に、地域の伝統文化や環境等を活用したさまざまな体験活動が提供されています。

今後も、親同士あるいは世代間の交流の機会を提供していくとともに、必要な情報が、必要としている人に行き届くような情報提供に努める必要があります。

３－４　子どもが健やかに成長する環境づくり

〔現状と課題〕

本市では、青少年の健全育成運動を推進し、地域社会全体で青少年の健やかな育成に努めるため、スポーツ少年団活動を通して児童の交流を促進したほか、街頭補導活動、有害環境の点検パトロールなどを実施しています。今後も、青少年を守り育てるための取り組みを地域社会全体で一層推進していく必要があります。

一方で、少子高齢化や地域のつながりの希薄化により、異年齢間の交流や遊びを通じての良好な仲間関係づくりが困難な状況になりつつあります。こうしたことが子どもの社会性の発達と規範意識の形成に大きな影響を及ぼしているとの懸念もあり、今後も、地域住民の協力のもと、さまざまな体験活動、交流活動等の提供に努め、地域とのつながりを育み、子どもたちの仲間づくりを促進する必要があります。

３－５　子どもをとりまく貧困対策の推進

〔現状と課題〕

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会の均等を図る必要があります。

本市ではこれまで、児童やその家庭に対する生活支援や、ひとり親家庭等に対する就労支援等、各種施策を展開してきました。また、本市が実施した子どもをとりまく貧困に関する実態調査から、困難を抱えている家庭において、生活や子どもの教育、保護者の就労に関する不安や悩みなど、様々な課題を抱えていることが確認されました。

貧困の連鎖を断ち切り、子どもの将来が生まれ育った環境により左右され、夢や希望がかなえられない等といったことがないよう、子どもをとりまく貧困対策を総合的に推進する必要があります。

４．仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

４－１　職業生活と家庭生活との両立支援

〔現状と課題〕

現在、働き方改革のもと、長時間労働の是正等が大きな課題となっています。長時間労働は、健康の確保だけでなく、仕事と家庭生活との両立を困難にし、少子化の原因や、女性の職場での活躍を阻む原因、子育て世代の男性の家庭参加を阻む原因になっています。「ワーク・ライフ・バランス」とは、働くすべての人々が、仕事と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のことです。男女がともに仕事を続け、仕事以外の場面でも豊かな生活が送れるように、さまざまな取り組みを進める必要があります。

本市では、企業訪問によりワーク・ライフ・バランスについての啓発を行っています。また、子育てには父親の参加が不可欠であることから、男性講座や出前講座を実施し、男性が育児に関する知識を得られる機会を提供しています。

今後も、男女がともに支えあいながら子育てができるよう、男女共同参画の意識醸成の促進や仕事と家庭のバランスが取れた生活が送れるよう取り組みを進める必要があります。

第４章　計画の目標値等

１．教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定

本市の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業提供区域を記載

２．幼児期の学校教育･保育にかかる量の見込み・確保の内容・実施時期

各教育・保育事業について、「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を踏まえ、「量の見込み」を設定

利用定員（確保の状況）や量の見込みに不足する場合の整備目標を「確保方策」として設定

３．地域子ども・子育て支援事業にかかる量の見込み・確保の内容・実施時期

各地域子ども・子育て支援事業について、「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を踏まえ、「量の見込み」を設定

利用定員（確保の状況）や量の見込みに不足する場合の整備目標を「確保方策」として設定

４．教育・保育の一体的提供と、教育・保育の連携推進

第５章　計画の推進

１．計画の推進体制

子育ては、家庭が主体となることはもちろん、教育・保育や子育て支援を担う機関をはじめ、職域さらには地域社会全体において、各々の役割を果たすとともに、相互に協力しながら進める必要があります。

本計画の基本理念に掲げた「すべての子どもが健やかに、誇りをもって成長することができるまち伊賀市」の実現に向け、保育所（園）・幼稚園・小学校・関係団体及び関連部署等が一体となり計画の推進を図ります。また、県や国との連携を密にし、制度の円滑な導入・展開を図るとともに、制度面の充実・改善がなされるよう、県や国に対し働きかけていきます。

２．計画の進行管理

本計画の進行管理については、計画の策定（Ｐｌａｎ）、計画に基づく取り組み（Ｄｏ）、その達成状況を定期的に把握し、点検･評価した上で（Ｃｈｅｃｋ）、その後の取り組みを改善する（Ａｃｔｉｏｎ）一連のＰＤＣＡサイクルにより行います。

このため、「伊賀市子ども・子育て会議」において、計画に基づく施策の進捗状況や計画全体の成果について、年度ごとに点検･評価を行うとともに、「伊賀市少子化対策庁内連絡会議」を中心に関係各課の連携を図り、全庁的な視点での協議を行います。

なお、計画に定める量の見込みが大きく変動する場合には、計画の一部見直しを必要に応じて行います。

３．計画の公表

本計画は、子育ての第一義的な責任は保護者にあるという大前提のもと、地域全体、社会全体で子育てを支援する体制づくりに向けて、行政だけでなく、家庭、地域等、市民全員のそれぞれの立場における取り組みを示すものです。

そのため、市民一人ひとりが子育てと子育て支援の重要性を理解し、取り組みを実践していけるよう、ホームページ等を活用し、本計画の内容を公表し、市民への周知徹底を図ります。

参考資料

○伊賀市子ども・子育て会議条例
○伊賀市子ども・子育て会議委員名簿
○第２期伊賀市子ども・子育て支援事業計画策定経過
○伊賀市子ども健全育成条例
○輝け！いがっ子憲章
○用語解説